

〈 地震・津波災害対策編の内容について 〉

地震・津波災害は、地盤の変動の発生等により、様々な災害が発生するものである。一方、風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等のはん濫、ため池の決壊並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害等が発生するものである。

したがって、要因は異なっているものの、現象としては風水害等とおおむね同様の被害ととらえられ、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、地震・津波災害と風水害等とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、地震・津波災害対策編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震・津波災害対策において特有な施策内容の部分のみを特に掲示する。

なお、省略した内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「地震・津波」及び「地震・津波災害」「風水害に対する安全性」を「耐震性」及び「耐浪性」などとして、必要に応じ読み替える。

第1部 災害予防計画

第1章 基本方針

市は、第1編 風水害等災害対策編 第1部「総則」第3章「災害の想定」や第4章「重点的に取り組むべき地震・津波対策」を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

第1節 基本方針

第1 人命損失防止対策の重点的推進

地震時には、第1編 風水害等災害対策編 第1部 第3章「第2節 地震災害の想定」をもとに、人命への危険を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。特に地震動に伴う老朽家屋被害や津波浸水などによる建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

第2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

第3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県や市が実施した防災アセスメント等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 1 県や市が実施した防災アセスメントや国の中央防災会議による様々な地震被害想定結果並びに活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。また、将来の都市計画等においても、地震や津波に強い都市構造の形成に努める。

第4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災初動活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し防災対策を推進する。

第5 防災力の向上

大規模災害時には市及び防災関係機関等の「公助」だけでは対応できないことから、市及び防災関係機関等における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等による「自助」並びに「共助」と連携した総合的な防災力の向上を推進する。

第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

市は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、市街地の防災化対策を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 方針	関係各課	・都市構造の防災化の方針
第2 建築物不燃化の推進	建築政策課	・建築物不燃化の推進
第3 防災空間の確保、整備、拡大	都市政策課	・防災空間の確保、整備、拡大
第4 市街地再開発事業	都市政策課	・市街地再開発事業の推進
第5 無電柱化事業の推進	土木課	・無電柱化事業の推進
第6 土地区画整理事業の推進	都市政策課	・土地区画整理事業の推進
第7 造成地の災害予防対策	都市政策課	・工事の施工において、指導、監督
第8 避難地等の整備	防災危機管理室	・広域避難地、避難路等の選定、整備

第1 方針

市は、次の防災に配慮した耐震・不燃化や土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

- 1 避難路、避難地、延焼遮断帯並びに幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備
- 2 防災拠点となる建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進
- 3 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業
- 4 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 5 建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保
- 6 最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設するなど防災に配慮した土地利用への誘導

また、市及び施設管理者は、中高層ビル及び駅等不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における安全性の確保の重要性をかんがみ、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物不燃化の推進

建築物不燃化の推進は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第1 建築物不燃化の推進」の定めに準ずる。

第3 防災空間の確保、整備、拡大

防災空間の確保、整備、拡大は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第2 防災空間の確保、整備、拡大」の定めに準ずるほか、次の事項に関する措置を講じ万全を期する。

1 計画方針

都市公園の整備を計画的に進め、避難場所としての確保、地震・津波に伴った同時火災による住宅地等の延焼防止及び拠点となる防災公共空間としての利用、並びに救護活動拠点としての活用等を図っていくことを目的として整備を推進する。

2 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

第4 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第3 市街地再開発事業の推進」の定めに準ずる。

第5 無電柱化事業の推進

無電柱化事業の推進は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第4 無電柱化事業の推進」の定めに準ずる。

第6 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第5 土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第7 造成地の災害予防対策

造成地の災害予防対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第6 造成地の災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 市（農林水産課）は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第8 避難地等の整備

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

1 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、以下の選定基準を参考に、非焼失地域内における広域避難場所の選定を検討する。

（1）要避難地域

- 1) 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域であること。
- 2) 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域であること。

（2）非焼失地域

要避難地域以外の地域

(3) 広域避難地

- 1) 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。
ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。
- 2) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- 3) 河川はん濫や内水はん濫等、冠水・浸水等の危険のないこと。
- 4) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- 5) 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

(4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

- 1) 広域避難地等収容可能人口は、避難者1人あたりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定すること。
- 2) 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、これらの区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
- 3) 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意し、各避難圏域から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
- 4) 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせること。

2 避難路の選定

以下の選定基準を参考に、広域避難地等へ避難するための避難路選定を検討する。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くとること。
- (4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- (6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

3 広域避難地等の整備

(1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- 1) 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- 2) 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- 3) 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部に対する整地又は公共用地としての追加取得に努めつつ、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及

び放送施設の整備に努める。

(4) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難について、進入口の拡幅、増設を行う。

4 避難路の安全確保

市は、次により広域避難地等の安全確保に努める。

(1) 火災に対する安全性の強化

- 1) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- 2) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災措置

1) 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

2) 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

3) 電力施設

避難路の安全を確保するため電力施設管理者へ次の措置を要請する。

ア 設備強化

- ・ 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ・ 電線の混触による短絡断線防止策として絶縁電線を使用する。
- ・ 柱上変圧器の落下防止策として強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真真空中開閉器を使用する。

イ 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備への巡回点検を強化する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案し、必要に応じて物件除去などの措置を講ずる。

第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	建築政策課 土木課、 上水道課 下水道課 防災危機管理室 学校管理課	・建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの耐震性確保

第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震・津波に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、想定される地震に対して、次のような対策を基本的な目標とする。

1 設計の要求性能

（1）構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動

構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。

（2）発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

- 1) 高レベルの地震動に際しては人命に重大な影響を与えないこと。
- 2) 重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。

なお、市に最も影響の大きい活断層である小倉東断層は、大きな被害に直結することが予想されるため、留意が必要である。

（3）耐震性の確保

耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

なお、特に旧耐震基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図り、耐震診断・改修の促進を図るため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画の策定に努め、建築物の所有者等に指導、助言等を行う。

第3節 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の耐震性の確保	建築政策課	・建築物等の耐震性の確保対策
第2 中高層建築物の安全化対策	建築政策課 消防本部	・中高層建築物等における災害予防対策
第3 文化財災害予防対策	文化課	・文化財災害予防対策

第1 建築物等の耐震性の確保

建築物等の耐震性の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第5節「第1 建築物不燃化の推進」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 公共建築物の耐震性の確保

（1）市有施設の耐震性確保に関する方針

1) 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

2) 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特にア〜ウの施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時や津波来襲時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震・耐浪安全性の向上に努める。

また、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ア 災害応急対策活動に必要な施設

イ 指定避難所として位置づけられた施設

ウ 多数の市民が利用する施設

エ その他の施設

3) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時や津波来襲時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ア 災害応急対策活動に必要な施設

イ 指定避難所として位置づけられた施設

ウ 多数の市民が利用する施設

（2）既存市有施設等の耐震性確保に関する取り組み

1) 市有施設

ア 市有建築物耐震対策計画(整備目標、整備プログラム等)の推進

イ 同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

2) 教育施設等

ア 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として耐震耐火構造とする。

イ 老朽施設については、更新、補強を図る。

ウ 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

3) 市営住宅

市営住宅については、防災及び生活環境の改善等の観点から、順次耐震診断を行い必要に応じて改修に努める。

4) 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

2 一般建築物の耐震性の確保

(1) 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行う。なお、保安上危険、又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 既存建築物の耐震化対策

市は、県と協力しながら、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

- 1) 耐震工法や補強方法等の技術知識をパンフレット等により、広く住民に普及・啓発する。
- 2) 耐震改修相談窓口の開設等、耐震建築に関する情報提供を行う。
- 3) 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

3 その他の安全対策

(1) エレベーター閉じこめ防止対策

市は、定期報告制度等を通じて建築物所有者等に「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等を推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示(昭和53年10月の建設省告示第1622号)以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等との連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及・啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

(4) 工事中の建築物に対する指導

市は、落下物に対する防護、土留め工事における崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

（５）建物内の安全対策

1) 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒・落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

2) 社会福祉施設、病院、保育園等

施設管理者は、備品等の転倒・落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

3) 庁舎

市は、備品等の転倒・落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷防止等を図る。

4) 民間建築物

建築物の所有者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、中高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。また、市は、住民や企業に対しこれらに関する広報や指導等を行う。

（６）公共施設及び危険物施設の点検整備等

市は、各施設管理者と連携して、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

（７）その他の対策

市は、自動販売機の転倒や煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第2 中高層建築物の安全化対策

中高層建築物の安全化対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第7節 「「中高層建築物の災害予防」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 特に地震・津波対策として市沿岸部に位置する中高層建築物については、緊急時の津波避難施設として有望な緊急避難施設となり得る事から、市はその主旨を施主に伝え、建築物の耐震・耐浪化対策の推進や緊急避難施設としての使用協力を要請するなどの協定の締結に向けた調整に努める。

また、市は緊急避難施設などの管理者と津波発生時の屋上の鍵の解錠など、必要な事項について協議するよう努める。

第3 文化財災害予防対策

文化財の予防対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第6節 「建築物及び文化財等の災害予防」の定めに準ずる。

第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

市は、土木防災施設・社会資本施設等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 土砂災害防止施設等の整備	防災危機管理室	・急傾斜地災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・急傾斜地災害対策事業の推進
	防災危機管理室	・地すべり災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・地すべり災害対策事業の推進
	防災危機管理室	・土石流災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・土石流災害対策事業の推進
	農林水産課	・山地災害対策の推進
	建築政策課	・宅地開発における防災指導の強化
第2 河川・海岸施設等の安全対策	防災危機管理室	・水防体制の強化 ・洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知
	土木課	・水害（河川）予防対策
	農林水産課	・水害（ため池、保安林）予防対策
第3 交通施設の安全対策	土木課	・緊急交通路整備、緊急輸送道路ネットワーク計画 ・道路の防災点検、対策
	防災危機管理室	・鉄道施設の相互の応援体制の整備
第4 ライフライン施設の安全対策	防災危機管理室	・電気事業者が実施する対策等に対して協力、調整、及び市民への電気事故防止の周知
	防災危機管理室	・ガス事業者が実施する対策等に対して協力、調整
	財政課	・一般通信施設の災害予防対策の調整
	上水道課	・上水道施設災害予防対策
	下水道課	・下水道施設災害予防対策
第5 ため池施設の安全対策	農林水産課	・水害（ため池、保安林）予防対策

第1 土砂災害防止施設等の整備

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、宅地造成地の地すべり性の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施するとともに、必要な指定等を行う。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第2節「第3 急傾斜地崩壊対策」の定めに従う。

2 地すべり対策

地すべり対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第2節「第2 地すべり対策」の定めに準ずる。

3 土石流対策

土石流対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第2節「第1 土石流対策」の定めに準ずる。

4 山地災害対策

山地災害対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第2節「第5 山地災害対策」の定めに準ずる。

5 宅地防災対策

宅地防災対策については、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第2節「第6 宅地防災対策」の定めに準ずる。

第2 河川・海岸施設等の安全対策

河川・海岸施設等の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 「第1節 治水治山の対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 河川施設の耐震対策

地震の発生に際して河川施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、ダム、水門及び排水機場等の河川関連施設については、重要度・緊急度の高いものから耐震化・耐浪化工事の実施を県等の関係機関に要請する。

2 海岸保全施設の耐震対策

海岸保全施設の耐震点検及びそれに基づく耐震対策施設を所管する機関に要請するとともに、背後地の高さや利用状況を勘案し、地震による浸水被害の発生する可能性が高い区間を抽出し、詳細調査を行い、耐震対策が必要なものについてはソフト対策を含め県等の関係機関に要請する。

第3 交通施設の安全対策

交通施設の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 「第11節 交通施設の災害予防」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 道路施設

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について法面等危険箇所調査を実施し、その結果に基づき補修等対策工事の必要な箇所の整備を推進する。

(2) 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震対策を行う。

また、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁については、地震時の被害を限定的な損傷に留めるための耐震対策を実施する。それ以外の橋梁についても順次耐震対策を実施する。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、耐震点検調査、補修等対策が必要なものの整備について県等の関係機関に要請する。

1) 横断歩道橋の耐震点検調査

横断歩道橋は、横断歩道橋設計指針に基づき建設されているが、建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化が生じていることも考えられるので、本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。

2) 横断歩道橋の落下防止補強工事の実施

3) 調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について落下防止補強工事を実施する。

第4 ライフライン施設の安全対策

水道、電気、ガス等は日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、水道、電気、ガス事業者等はこれらの供給を円滑に実施するため、耐震性・耐浪性の確保等の措置を講ずる。

1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

電気施設災害予防対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第9節「第1 電気施設災害予防対策」の定めに準ずる。

2 ガス施設

ガス施設災害予防対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第9節「第2 ガス施設災害予防対策」の定めに準ずる。

3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社）

国内通信施設の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章「第8節 一般通信施設の災害予防」の定めに準ずる。

4 上水道施設の安全対策

上水道施設の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第10節「第1 上水道施設災害予防対策」の定めに準ずる。

5 下水道施設の安全対策

下水道施設の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第10節「第2 下水道施設災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

（1）耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

（2）動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

第5 ため池施設の安全対策

ため池施設の安全対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 第1節「第1 治水対策」の定めに準ずる。

第3章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民は、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の防災の基本精神に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加して「共助」の一員をなす等、平常時から災害に対する備えを進める。市は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 市民が行う防災対策	防災危機管理室	・住民に対する防災意識の高揚
第2 地震保険の活用	防災危機管理室	・住民に対する地震保険の普及促進

第1 市民が行う防災対策

市民が行う防災対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章「第1節 市民が行う防災対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 防災に関する知識の修得

- (1) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した地震被害状況

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、市はその制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制の整備

地震・津波災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するため極めて重要であるので、市は地域住民や事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域や職域における自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 自主防災体制の整備方針	防災危機管理室	・自主防災体制の整備方針の策定
第2 自主防災体制の整備	防災危機管理室	・自主防災組織の育成・支援 ・自主防災組織活動の促進と消防団との連携
	消防本部	・水防団、水防協力団体の育成強化

第1 自主防災体制の整備方針

自主防災体制の整備方針は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第2節「第1 自主防災体制の整備方針」の定めに準ずる。

第2 自主防災体制の整備

自主防災体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第2節「第2 自主防災体制の整備」の定めに準ずるほか、次の役割項目例を参考とする。

◆個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災体制	平 常 時	警戒・発災時
個 人 家 庭	1 各個人の日常生活圏の危険性の点検 2 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の理解の促進 3 家屋や塀の耐震強化措置 4 家具の転倒落下防止措置 5 出火防止体制の整備 (1) 耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 (2) 安全な火気使用環境の確保 6 初期消火器具の確保と使用訓練 7 指定避難所・避難路の確認と安全性のチェック 8 救出用資機材の保管 9 必要な物資の備蓄	1 津波からの避難の呼びかけ 2 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の自主的収集 3 出火防止 4 初期消火 5 家族の安否確認(電話は使用しない)及び保護
隣近所	1 高齢者等要配慮者の安全対策の話し合い 2 近所の災害環境の共同監視 3 救出用資機材の共同管理	1 津波からの避難の呼びかけ 2 隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 3 隣近所の出火防止措置 ア 隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ イ 高齢者世帯等の出火防止措置 4 初期消火活動への従事 5 近所の要配慮者の安否確認

自主防災体制	平 常 時	警戒・発災時
		6 要配慮者の救出・避難誘導
自主防災組織	1 家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進(特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進) 2 危険箇所の点検・除去 3 指定緊急避難場所・ルートの確認と安全性のチェック 4 救出用資機材(防災資機材)の管理 5 防災知識の普及 6 各種防災訓練の実施及び参加	1 救出活動の喚起(救出協力者を募る) 2 出火防止措置の喚起 3 初期消火活動の応援 4 近所の要配慮者の安否確認の喚起 5 要配慮者の救出・避難誘導・搬送 6 指定避難所の開設・管理運営 7 給食・給水 8 救助物資の分配に関する協力

第3節 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 企業等の役割	防災危機管理室	・企業等の事業継続計画
第2 企業等の防災組織	防災危機管理室	・企業等の防災組織の育成指導
第3 市の役割	防災危機管理室	・企業等との防災訓練
	商業観光課	・事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発 ・商工会・商工会議所等との連携

第1 企業等の役割

企業等の役割は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第3節「第1 企業等の役割」の定めに準ずる。

第2 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第3節「第2 企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第3 市の役割

市の役割は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第3節「第3 市の役割」の定めに準ずる。

第4節 防災知識の普及

市は、災害に強いまちづくりを推進するため、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び関係機関と相互に密接な連携を保ちながら、単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 市民等に対する防災知識の普及	防災危機管理室	・市民等に対する防災知識の普及
	教育総務課	・学校教育を通じての防災知識の普及
	生涯学習課	・社会教育を通じての防災知識の普及
第2 児童・生徒に対する防災教育	指導室 子ども支援課	・児童・生徒に対する防災教育
第3 市職員に対する防災教育	総務課	・市職員に対する防災教育
第4 防災上重要な施設の管理者等の教育	防災危機管理室 消防本部	・防災上重要な施設の管理者等の教育
第5 漁業者等の防災教育	農林水産課	・漁業地域への防災知識の普及
第6 防災知識の普及に際しての留意点等	防災危機管理室	・防災知識の普及に際しての留意点等知識の普及
第7 防災意識調査	防災危機管理室	・防災意識調査の実施
第8 災害教訓の伝承	市長公室秘書課	・災害教訓の整備及び伝承

第1 市民等に対する防災知識の普及

市民等に対する防災知識の普及は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第1 市民等に対する防災知識の普及」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 一般啓発

（1）啓発の内容

- 1) 地震・津波に関する基礎知識や、地震発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- 2) 過去に発生した地震被害に関する知識

（2）津波の啓発

- 1) 避難行動に関する知識
 - ア 我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があること
 - イ 強い地震（震度4程度）を感じたときや弱い地震であっても長時間ゆっくりとした横揺れを感じた場合には、津波来襲の可能性があるため、ただちに海岸線や河口域から離れ高台や高層ビルに自主避難する必要があること
 - ウ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
 - エ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- 2) 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動
 - ア 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - イ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること
 - ウ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- 3) 津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - ア 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波からはじまる可能性があること。また、第二波、第三

波などの後続波の方が津波の高さとして大きくなるケースがあること

イ 津波の危険性は、強い揺れを体感しなくても津波が押し寄せてくる津波地震や遠地地震によるケースがあること

4) 津波に関する想定・予測の不確実性

ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

イ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること

5) 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動

6) 家庭での予防・安全対策

ア 3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

イ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等

7) 災害時の家族内の連絡体制の確保

第2 児童・生徒に対する防災教育

児童・生徒に対する防災教育は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第2 児童・生徒に対する防災教育」の定めに準ずる。

第3 市職員に対する防災教育

市職員に対する防災教育は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第3 市職員に対する防災教育」の定めに準ずる。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等の教育は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第4 防災上重要な施設の管理者等の教育」の定めに準ずる。

第5 漁業者等の防災教育

漁業者等の防災教育は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第5 漁業者等の防災教育」の定めに準ずる。

第6 防災知識の普及に際しての留意点等

防災知識の普及に際しての留意点等は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第6 防災知識の普及に際しての留意点等」の定めに準ずる。

第7 防災意識調査

防災意識調査は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第7 防災意識調査」の定めに準ずる。

第8 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第4節「第8 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第5節 防災訓練の充実

市は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と、その他関係団体や要配慮者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 総合防災訓練	防災危機管理室	・総合防災訓練
第2 各種訓練	防災危機管理室	・各種訓練の実施
	土木課	・水防訓練
	地域福祉課	・医療救護訓練 ・要配慮者利用施設等の訓練
	指導室	・小、中学校避難訓練
	子ども支援課	・保育園等の避難訓練
	消防本部	・消防訓練
第3 住民の訓練	防災危機管理室	・住民の訓練
第4 防災訓練に際しての留意点等	防災危機管理室	・防災訓練に際しての留意点等の周知
第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映	防災危機管理室	・訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

第1 総合防災訓練

総合防災訓練は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第5節「第1 総合防災訓練」の定めに従う。

第2 各種訓練

各種訓練は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第5節「第2 各種訓練」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定訓練

市は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

第3 住民の訓練

住民の訓練は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第5節「第3 住民の訓練」の定めに従う。

第4 防災訓練に際しての留意点等

防災訓練に際しての留意点等は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第5節「第4 防災訓練に際しての留意点等」の定めに従う。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第5節「第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映」の定めに準ずる。

第6節 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民は、地震（津波）発生時に、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 家庭における心得	防災危機管理室	・家庭における心得の周知
第2 職場における心得	防災危機管理室	・職場における心得の周知
第3 運転者のとるべき措置	防災危機管理室	・運転者のとるべき措置の周知

第1 家庭における心得

家庭における心得は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第6節「第1 家庭における心得」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 家庭における心得

市は、日頃から地震災害の心得として、次の内容をあらゆる機会を通じて、市民へ周知する。

平常時の心得	(1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。 (2) がけ崩れ、津波に注意する。 (3) 建物の補強、家具の固定をする。 (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。 (5) 飲料水や消火器の用意をする。 (6) 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。 (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。 (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
地震発生時の心得	(1) まずわが身の安全を図る。 (2) すばやく火の始末をする。 (3) 火が出たらまず消火する。 (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。 (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。 (6) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。 (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。 (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。 (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。 (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

地震発生時の外出時の心得	
住 宅 地	路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。
屋 内	あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
山 ・ 丘 陵 地	落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
繁 華 街	窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

第2 職場における心得

職場における心得は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 第6節「第2 職場における心得」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 地震発生時の心得

地震発生時の心得	(1) すばやく火の始末をする。 (2) 職場の消防計画に基づき行動する。 (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。 (4) 正確な情報を入手する。 (5) 近くの職場同士で協力し合う。 (6) エレベーターの使用は避ける。 (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。 (8) 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。
----------	--

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模な地震・津波災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制が不可欠であることから、市は、相互応援の協定を締結する等、平常時から応援体制を整備して、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、市が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 市町村間の相互協力体制の整備	防災危機管理室	・市町村間の相互協力体制の整備
第2 市と県、自衛隊との連携体制の整備	防災危機管理室	・市と県、自衛隊との連携体制の整備
第3 防災関係機関の広域応援体制の整備	総務課	・緊急派遣要員の登録・研修
	地域福祉課	・医療の応援等相互協力体制を構築
	防災危機管理室	・警察署との災害時の支援体制の整備
	消防本部	・緊急消防援助隊を充実強化
第4 受援計画	防災危機管理室	・受援計画作成、体制の整備
第5 広域応援拠点等の整備	防災危機管理室	・広域応援拠点等の整備

第1 市町村間の相互協力体制の整備

市町村間の相互協力体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第1節「第1 市町村間の相互協力体制の整備」の定めに準ずる。

第2 市と県、自衛隊との連携体制の整備

市と県、自衛隊との連携体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第1節「第2 市と県、自衛隊との連携体制の整備」の定めに準ずる。

第3 防災関係機関の広域応援体制の整備

防災関係機関の広域応援体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第1節「第3 防

災関係機関の広域応援体制の整備」の定めに準ずる。

第4 受援計画

受援計画は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第1節「第4 受援計画」の定めに準ずる。

第5 広域応援拠点等の整備

広域応援拠点等の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第1節「第5 広域応援拠点等の整備」の定めに準ずる。

第2節 防災体制・施設・資機材等の整備

市は、地震・津波災害に関する応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 行橋市防災会議	防災危機管理室	・市防災会議
第2 災害対策本部体制の整備	防災危機管理室	・災害対策本部体制の整備
第3 防災中枢機能等の確保・充実	防災危機管理室	・防災中枢機能等の確保充実
第4 防災拠点施設の確保・充実	防災危機管理室	・防災拠点施設の確保・充実
第5 災害用臨時ヘリポートの整備	防災危機管理室 学校管理課 スポーツ振興課	・災害用臨時ヘリポートの整備
第6 装備資機材等の整備充実	防災危機管理室	・水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充
第7 備蓄物資の整備	防災危機管理室	・備蓄物資の整備
第8 被害情報等の収集体制の整備	防災危機管理室	・被害情報等の収集体制の整備
第9 惨事ストレス対策	地域福祉課 消防本部	・救助・救急、医療又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策
第10 復興の円滑化のための各種データの整備保全	総合窓口課 情報政策課 地域福祉課 上水道課 下水道課	・復興の円滑化のための各種データの整備保全

第1 行橋市防災会議

行橋市防災会議は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第1 行橋市防災会議」の定めに準ずる。

第2 災害対策本部体制の整備

災害対策本部体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第2 災害対策本部等体制の整備」の定めに準ずる。

第3 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢機能等の確保・充実は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第5 防災中枢機能等の確保・充実」の定めに準ずる。

第4 防災拠点施設の確保・充実

防災拠点施設の確保・充実は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第6 防災拠点施設の確保・充実」の定めに準ずる。

第5 災害用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートの整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第7 ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

第6 装備資機材等の整備充実

装備資機材等の整備充実は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第8 装備資機材等の整備充実」の定めに準ずる。

第7 備蓄物資の整備

備蓄物資の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第9 備蓄物資の整備」の定めに準ずる。

第8 被害情報等の収集体制の整備

被害情報等の収集体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第10 被害情報等の収集体制の整備」の定めに準ずる。

第9 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第11 惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第10 復興の円滑化のための各種データの整備保全

復興の円滑化のための各種データの整備保全は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第2節「第12 復興の円滑化のための各種データの整備保全」の定めに準ずる。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者がその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともにマニュアルを整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 災害救助法等の習熟	防災危機管理室	・災害救助法等の習熟
第2 運用マニュアルの整備	防災危機管理室	・運用マニュアルの整備

第1 災害救助法等の習熟

災害救助法等の習熟は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第3節「第1 災害救助法等の習熟」の定めに準ずる。

第2 運用マニュアルの整備

運用マニュアルの整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第3節「第2 運用マニュアルの整備」の定めに準ずる。

第4節 津波災害予防体制の整備

大規模な地震発生に伴う大津波を防御することは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強する。

市は、津波予防対策として、過去の被害状況や県がアセスメント調査を行った「浸水予想図」及び福岡県津波浸水想定（平成28年2月 福岡県）などを参考として、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討する。

また、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 災津波災害予防対策のための基本的な考え方	全部	・津波災害予防対策のための基本的な考え方の習熟
第2 津波に対する防災予防体制の整備	総務課	・非常参集体制の整備
	防災危機管理室	・指定緊急避難場所などの指定、整備
	防災危機管理室 地域福祉課	・津波避難計画等の策定
	防災危機管理室	・避難指示等の発令
第3 避難体制の整備	防災危機管理室 消防本部	・避難誘導時の安全の確保
第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備	防災危機管理室	・津波警報等災害情報伝達訓練の実施
第5 交通対策	土木課	・輸送・交通体制の整備
第6 防災知識の普及、訓練の実施	防災危機管理室	・防災知識の普及、訓練の実施
第7 津波避難訓練をする際の留意点等	防災危機管理室	・津波避難訓練をする際の留意点等の周知
第8 津波に強いまちづくり	防災危機管理室	・浸水想定区域の設定 ・津波災害警戒区域等や災害危険区域の指定
	総合政策課	・浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画
第9 津波等災害予防施設の整備	農林水産課	・高波、高潮及び津波に対する災害予防施設の整備
第10 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置	消防本部	・高圧ガス関係事業所の津波に対する措置
第11 大量拾得物の処理	防災危機管理室	・拾得物処理業務に必要な保管場所の確保

第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方

1 津波の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

2 津波災害予防対策の基本的な考え方

(1) 最大クラスの津波

住民等の生命を守ることを最優先として、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努める。

- 1) 住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上
- 2) 浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用
- 3) 土地のかさ上げ
- 4) 指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保
- 5) 津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせ
- 6) 臨海部の産業・物流機能への被害軽減

(2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波

人命保護に加え、海岸保全施設等の整備を進めるよう努める。

- 1) 住民財産の保護、
- 2) 地域の経済活動の安定化
- 3) 効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第2 津波に対する防災予防体制の整備

1 基本指針

市は、津波に対する職員の非常参集体制の次のような整備を図る。

- (1) 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成
- (2) 参集基準の明確化
- (3) 連絡手段の確保
- (4) 参集手段の確保
- (5) 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

2 マニュアルの整備

市は、必要に応じ災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第3 避難体制の整備

1 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、行橋警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があること

を認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

2 避難誘導時の安全の確保

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。特に、水門の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないように、予想される津波到達時間も考慮しつつ、適切な管理にあたる。

3 指定緊急避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることや津波浸水深以上の高さを有することが重要であり、指定緊急避難場所として指定された建物建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建物建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、指定緊急避難場所と兼ねる指定避難所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。

4 津波避難計画等の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

なお、津波避難計画の策定にあたっては、下記の事項に留意し、これをもって、市における津波避難計画策定指針とする。

1) 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」を参考にする。

2) 避難対象地域の指定

避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定に努める。

3) 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を言い、抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定に努める。

4) 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定

住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所等を指定し、指定した指定緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく。

5) 津波避難ビル等の確保

ア 津波避難ビル等の指定

市は、指定緊急避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ検討する。

イ 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

(ア) 津波に対して安全な構造であること。

(イ) 基準水位(津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。)に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

(ウ) 耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。

(エ) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

6) 初動体制(職員の参集等)

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める。

8) 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。

これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)を定めるにあたっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築に努める。

9) 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大

津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

10) 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発の継続的かつ計画的な実施に努める。

また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発する。

11) 避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施する。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映するよう努める。

12) その他の留意点（観光地等の利用者の誘導）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておく。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴の周知に努める。

（2）避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

また、県や自主防災組織と協働で「避難行動要支援者支援計画」の策定を進め、災害時に地域全体で避難支援できる避難行動要支援者の避難支援体制を構築する。

さらに、高齢者福祉施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害に伴う施設の一時避難等について、県や関係団体等と協議しながら施設間の協力体制を整備するよう努める。また、施設機能維持のための備蓄（水、医薬品、非常用電源等）について、県の協力を得ながら推進を図る。

（3）大規模商業施設の避難誘導体制の整備

駅や商業施設、娯楽施設などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

5 避難指示

市長は、地域の特性等を踏まえつつ、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

6 津波避難対策

市は、県と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や

経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、避難体制の充実化を図る。

また、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。

7 備蓄体制の強化

市は、独自で食料品等の備蓄に努めるとともに、県等の協力を得ながら、備蓄体制の整備を図る。

第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

1 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

市は、福岡管区気象台や県、その他関係機関から伝達される津波警報等を住民等に迅速に伝達するため、休日や夜間でも素早く対応できるよう、要員の確保等の防災体制を強化する。

2 伝達手段の確保

市は、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレンや広報車の他、旗などの視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。

また、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図る。

なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

3 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

4 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市、県及び防災関係機関は連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施する。

5 津波防災訓練

(1) 市は、地域住民に対し、講演会など各種防災啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、市、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施するよう努める。

(2) 市（教育委員会）は、児童・生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努める。

第5 交通対策

1 輸送・交通体制の整備

市は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送道路ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に津波災害に対する安全性耐震性の確保に配慮する。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

また、県及び警察本部と協力し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する

安全性耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

2 道路

道路管理者等は、広域的な整合性に配慮しつつ、津波来襲のおそれがあるところでの津波予想高、津波到達予想時刻に基づく通行規制の実施について、検討を行う。また、津波発生時における住民等の避難の目安とするため、道路標識等への海拔の表示を行う。

3 海上交通

第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずるよう努める。

4 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずるよう努める。

5 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、バス、列車等の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練の実施

1 防災知識の普及

市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

さらに、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

(1) 避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動

地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(3) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など

（４）津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど

（５）警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

（６）家庭での予防・安全対策

３日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など

（７）災害時の家族内の連絡体制の確保

２ 防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の上で開発するなどして、津波災害と防災に関する住民の理解向上に努める。

また、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

さらに、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図る。

３ 海拔の表示

津波発生時における住民の避難の目安となるよう、道路標識等に海拔の表示を行う。

４ 津波ハザードマップの整備

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引等に際しても、その内容を理解してもらうよう努める。

５ 街頭における防災知識の啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを市の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」を市の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

６ 防災訓練の実施

市は、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第7 津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市は、津波避難訓練を行う場合には、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

また、避難指示などの情報は実際の被害につながらない場合があることから、それを無視し続ける者が見受けられるが、こうした行動がいつしか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努める。

第8 津波に強いまちづくり

1 基本指針

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

なお、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、短時間での避難が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

2 浸水想定区域の設定

市は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ津波浸水想定区域を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、津波による浸水実績及び津波浸水想定区域を公表するように努め、安全な土地利用や津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

3 都市計画・土地利用計画等との連携

(1) 基本方針

市は、新たな土地利用について検討する際、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちについて検討していく。

また、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

さらに、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(2) 公共施設、要配慮者に関わる施設等について

市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、土地の嵩上げ、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図る。また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

4 津波災害警戒区域等や災害危険区域の指定

(1) 区域の指定

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域毎に津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設

の名称及び所在地等について定める。

(2) 区域内の防災対策

1) 情報伝達体制

市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者に対して、津波発生時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

2) 避難体制

津波災害警戒区域を含む地区に対して、市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者による避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、所有者等の取組みの支援に努める。

市は、避難場所を整備する場合は、津波からの緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて、住民への周知徹底を図る。

3) 防災関連施設

市は、県と連携して、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

また、災害時に緊急輸送ルートの確保が早期かつ確実に図れるよう、市街地と高速道路とのアクセス強化等の交通ネットワーク機能の向上や、道路情報ネットワークシステムの構築、道路防災対策等により、安全で機能性の高い道路網の整備に努める。

第9 津波等災害予防施設の整備

市は、高波、高潮及び津波に対する災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を優先度の高い箇所から順次、実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震対策の必要性を踏まえ、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸への浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用についても検討するものとし、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

第10 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置

消防本部は、高圧ガス関係事業所に対する以下の措置について、県と協議し、指導する。

- 1 各々の事業所に対して津波に対応した防災マニュアルの策定及び防災訓練の実施の指導
- 2 地震発生時における県と事業所との連絡体制の整備

第11 大量拾得物の処理

市は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合に、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。

第5節 情報管理体制の整備

市は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備	防災危機管理室 消防本部	・津波危険に対する避難指示等の基準の周知と習熟 ・津波の監視警戒体制の整備 ・福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用する体制の確立
第2 被害情報等の収集管理体制の整備	防災危機管理室	・市防災行政無線等の整備拡充
第3 情報通信施設等の整備	防災危機管理室 消防本部	・情報の収集連絡体制の整備 ・初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備・消防・救急無線の整備拡充
	財政課	・災害時優先扱いの電話の有効な活用体制の整備
	防災危機管理室 消防本部	・防災相互通信用無線の整備・増強
	防災危機管理室 消防本部	・通信訓練の実施
	防災危機管理室 消防本部	・観測機器の維持・整備

第1 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備

気象官署等から発せられる地震情報、震度速報等の地震情報及び津波警報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

1 津波危険に対する避難の指示等の基準の周知と習熟

市は、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の指示の基準の職員に対する周知及び津波警報・注意報等の種類等への習熟に努める。

2 津波の監視警戒体制の整備

市及び関係機関は、津波に対する海面監視を安全に実施するため、高台からの監視体制又はテレメータ監視施設の整備について検討する。

3 受信伝達体制の整備

市は、研修、訓練等により、津波警報等の迅速・的確な受信伝達方法の習熟に努める。

4 情報活用能力の向上

市は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、職員の情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させる。

第2 被害情報等の収集管理体制の整備

被害情報等の収集管理体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第5節「第5 各種防災情報システムの整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 情報の収集連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、地震・津波による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

- (1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。市は、これらの情報を効果的に収集管理するための体制を整備する。
 - 1) 要救出現場数
 - 2) 出火件数
 - 3) 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
 - 4) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (2) 市は、上記情報を効果的に収集管理するために以下の体制を整備する。
 - 1) 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
 - 2) 参集職員からの被害情報の集約並びに迅速な情報解析・分析体制の整備
 - 3) 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
 - 4) 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

第3 情報通信施設等の整備

情報通信施設等の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 「第5 各種防災情報システムの整備」の定めに準ずる。

第6節 広報・広聴体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備	市長公室秘書課	・被災者への情報伝達広報体制の整備
第2 関係機関の連絡体制の整備	関係各課	・関係機関の連絡体制の整備
第3 報道機関との連携体制の整備	市長公室秘書課	・報道機関との連携体制の整備
第4 要配慮者への情報提供体制の整備	地域福祉課 障がい支援室 介護保険課 地域包括ケア推進室 子ども支援課	・要配慮者への情報提供体制の整備

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

被災者への的確な情報伝達体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第6節「第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備」の定めに準ずる。

第2 関係機関の連絡体制の整備

関係機関の連絡体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第6節「第2 関係機関の連絡体制の整備」の定めに準ずる。

第3 報道機関との連携体制の整備

報道機関との連携体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第6節「第3 報道機関との連携体制の整備」の定めに準ずる。

第4 要配慮者への情報提供体制の整備

要配慮者への情報提供体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第6節「第4 要配慮者への情報提供体制の整備」の定めに準ずる。

第7節 二次災害の防止体制の整備

市は、余震、降雨あるいは津波浸水等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物や被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 震災消防体制の整備	総務課・消防本部・消防団	・震災消防体制の整備
第2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	関係各課	・地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備
第3 危険物施設等災害予防計画	防災危機管理室 消防本部	・危険物施設等災害予防対策の推進

第1 震災消防体制の整備

震災消防体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第1章 「第4節 火災の予防」の定めに準ずる。

第2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第7節「第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、地震や津波浸水により被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき、大規模災害発生時における、被災建築物応急危険度判定士の受入態勢を整備する。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体機関との連携体制の整備に努める。

また、地震発生後の迅速な判定活動に役立てるため、市内の大規模盛土造成地の所在調査を実施する。

第3 危険物施設等災害予防計画

地震・津波災害時における危険物施設等災害予防対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第7節「第2 危険物施設等災害予防計画」の定めに準ずる。

第8節 救出救助体制の整備

地震・津波による震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者、あるいは津波により流出した倒壊家屋の中に閉じ込められた者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 救出救助体制の整備	総務課、消防本部、消防団	・救出救助体制の整備

第1 救出救助体制の整備

救出救助体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第8節「第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後や津波来襲直後における倒壊家屋や流出家屋等の生き埋め者や閉じ込められた者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震・津波時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

また、市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

第9節 避難体制の整備

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動が行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟	防災危機管理室	・避難誘導計画の策定と訓練 ・避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 ・避難誘導体制の整備
	地域福祉課 障がい支援室 子ども支援課	・避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟
	総務課	・広域避難体制の整備
第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備	土木課	・避難路の選定及び整備
	防災危機管理室	・指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定
	地域福祉課	・福祉避難所の指定・管理
	防災危機管理室	・指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備
	地域福祉課	・指定緊急避難場所・指定避難所の管理運営体制の整備
	防災危機管理室	・指定避難所、避難路等の住民への周知 ・多様な避難状況の把握
第3 学校、病院等における避難計画	教育総務課	・学校等における避難体制の確立
	子ども支援課	・保育園等における避難体制の確立
	地域福祉課	・社会福祉施設等における避難体制確立支援
	防災危機管理室	・大規模集客施設等の避難体制確立支援

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第8節「第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟」の定めにほか、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容を習熟する。

また、特に次の点に留意する。

1 津波に対する避難の指示等の基準への習熟

地震発生直後の避難の指示の大部分は津波に対するものである。そのため、市は、津波に対する避難の指示等の基準を習熟する。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第8節「第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波避難ビル等の指定

市は、周囲に高台等がない地域では、5分以内に避難ができるよう堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定を積極的に行うよう努める。また、津波避難ビル等の管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠等必要な事項について協議するよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画

学校、病院等における避難計画は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第8節「第3 学校、病院等における避難計画」の定めに準ずる。

第10節 交通・輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 緊急通行車両等の事前届出	財政課	・緊急通行車両等事前届出
第2 緊急輸送体制の整備	財政課	・輸送車両等の確保
	防災危機管理室	・円滑な輸送のための環境整備 ・輸送施設・輸送拠点の整備
	土木課	・緊急輸送道路の啓開体制の整備

第1 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の事前届出は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第9節「第1 緊急通行車両等の事前届出」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送体制の整備

緊急輸送体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第9節「第2 緊急輸送体制の整備」の定めに準ずる。

第11節 医療救護体制の整備

大規模な地震・津波災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 医療救護活動要領への習熟	地域福祉課	・医療救護活動要領の習熟
第2 医療救護体制の整備	地域福祉課	・情報収集・連絡体制の整備 ・医療救護班の編成 ・保健福祉事務所、地域医療関係機関、・災害拠点病院等との連携強化 ・医療救護用資機材・医薬品等の整備 ・医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制の整備
第3 傷病者等搬送体制の整備	消防本部 地域福祉課	・負傷者の医療機関への搬送体制の整備
第4 福祉支援体制の整備	地域福祉課 障がい支援室	・福岡県災害派遣福祉チームの派遣受入れ体制の整備

第1 医療救護活動要領への習熟

医療救護体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第11節「第1 医療救護活動要領の習熟」の定めに準ずる。

第2 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第11節「第2 医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

第3 傷病者等搬送体制の整備

傷病者等搬送体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第11節「第3 負傷者の医療機関への搬送体制」の定めに準ずる。

第4 福祉支援体制の整備

福祉支援体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第11節「第4 福祉支援体制の整備」の定めに準ずる。

第12節 要配慮者安全確保対策

市は、要配慮者及び避難行動要支援者（以下、「要配慮者等」という。）の安全を確保するため、平常時から、要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 基本的事項	防災危機管理室	・ 全体計画の策定 ・ 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 ・ 個別避難計画の作成・利用・提供
第2 社会福祉施設等の対策	地域福祉課 障がい者支援室	・ 組織体制の整備 ・ 防災設備等の整備
	防災危機管理室	・ 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定
第3 幼稚園等対策	子ども支援課	・ 幼稚園、保育園等の対策
第4 在宅の要配慮者等対策	地域福祉課 障がい者支援室	・ 在宅の要配慮者等対策
第5 要配慮者に対する速やかな避難先の確保	地域福祉課	・ 要配慮者の宿泊施設利用受付に係る体制を整備
第6 避難行動要支援者の移送	地域福祉課 障がい者支援室 消防本部	・ 避難行動要支援者の移送
第7 外国人等への支援対策	商業観光課	・ 外国人の支援対策 ・ 旅行者への支援対策
	地域福祉課	・ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 ・ 通訳・翻訳ボランティアの確保
第8 感染症の自宅療養者等の避難の確保	地域福祉課	・ 感染症の自宅療養者等の避難の確保
第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施	地域福祉課 防災危機管理室	・ 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

第1 基本的事項

基本的事項は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第1 基本的事項」の定めに従う。

第2 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等の対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第2 社会福祉施設等の対策」の定めに従う。

第3 幼稚園等対策

幼稚園等対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第3 幼稚園等対策」の定めに準ずる。

第4 在宅の要配慮者等対策

在宅の要配慮者等対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第4 在宅の要配慮者等対策」の定めに準ずる。

第5 要配慮者に対する速やかな避難先の確保

県は、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、大規模災害時に高齢者や障がいのある人等の要配慮者の避難先の速やかな確保に努める。

市は、県と連携し、「災害時健康管理支援マニュアル」に基づき、要配慮者の宿泊施設利用受付に係る体制を整備する。

第6 避難行動要支援者の移送

避難行動要支援者の移送は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第5 避難行動要支援者の移送」の定めに準ずる。

第7 外国人等への支援対策

外国人等への支援対策は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第6 外国人等への支援対策」の定めに準ずる。

第8 感染症の自宅療養者等の避難の確保

感染症の自宅療養者等の避難の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第7 感染症の自宅療養者等の避難の確保」の定めに準ずる。

第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

要配慮等への防災教育・訓練等の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第12節「第8 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施」の定めに準ずる。

第13節 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。

そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の等の活動支援やリーダーの育成に努めるとともに、災害時に多くの人々がボランティア活動ができるよう、受入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 災害ボランティアの役割と協働	地域福祉課	・災害ボランティアの活動環境の整備 ・災害廃棄物の分別等に係る広報・周知
第2 災害ボランティアの受入体制の整備	地域福祉課	・災害ボランティアの活動環境の整備 ・災害廃棄物の分別等に係る広報・周知
第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援	地域福祉課	・災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 ・ボランティア活動の普及・啓発

第1 災害ボランティアの役割と協働

災害ボランティアの役割と協働は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第13節「第1 災害ボランティアの役割と協働」の定めに準ずる。

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

災害ボランティアの受入体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第13節「第2 災害ボランティアの受入体制の整備」の定めに準ずる。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第13節「第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援」の定めに準ずる。

第14節 災害備蓄物資等の整備・供給

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 共通方針	防災危機管理室	・ 共通方針の習熟
第2 給水体制の整備	上水道課	・ 給水体制の整備
第3 食料供給体制の整備	農林水産課	・ 食料供給体制の整備
	防災危機管理室	・ 食料の備蓄 ・ 市民及び事業所等の備蓄意識、相互協力意識の向上
第4 生活必需品等供給体制の整備	商業観光課	・ 生活必需品等供給体制の整備
	防災危機管理室	・ 生活必需品等の備蓄 ・ 自主的な備蓄意識の周知 ・ 相互協力体制の構築
第5 血液製剤確保体制の確立	地域福祉課	・ 血液製剤確保体制の確立
第6 資機材供給体制の整備	防災危機管理室	・ 資機材供給体制の整備
第7 義援物資の受入体制の整備	商業観光課	・ 義援物資の受入体制の整備

第1 共通方針

共通方針は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第1 共通方針」の定めに従う。

第2 給水体制の整備

給水体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第2 給水体制の整備」の定めに従うほか、本部 第2章 第4節「第4 ライフライン施設の安全対策」に示す対策を行い水道施設の耐震化及び地震に強い水道施設の整備を積極的に進める。

第3 食料供給体制の整備

食料供給体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第3 食料供給体制の整備」の定めに従う。

第4 生活必需品等供給体制の整備

生活必需品等供給体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第4 生活必需品等供給体制の整備」の定めに従う。

第5 血液製剤確保体制の確立

血液製剤確保体制の確立は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第5 血液製剤確保体制の確立」の定めに従う。

第6 資機材供給体制の整備

資機材供給体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第6 資機材供給体制の整備」の定めに準ずる。

第7 義援物資の受入体制の整備

義援物資の受入体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第14節「第7 義援物資の受入体制の整備」の定めに準ずる。

第15節 住宅の確保体制の整備

地震・津波等の大規模災害が発生した場合に、住家の流出や損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには応急仮設住宅等の確保が重要となる。そのため、市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備	建築政策課	・ 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備
第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備	建築政策課	・ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第15節「第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備」の定めに準ずる。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅の供給体制等の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第15節「第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備」の定めに準ずる。

第16節 災害廃棄物処理体制の整備

地震や津波浸水など大規模な災害が発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 ごみ処理体制の整備	環境課、環境事業所	・ごみ処理体制の整備
第2 し尿処理体制の整備	環境課、環境事業所	・し尿処理体制の整備
第3 がれき等処理体制の整備	環境課、環境事業所	・がれき等災害廃棄物処理体制の整備
第4 災害廃棄物処理計画の整備	環境課	・災害廃棄物処理計画の整備
第5 広域的な処理体制・連携体制の確立	環境課	・広域的な処理体制・連携体制の確立

第1 ごみ処理体制の整備

ごみ処理体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第17節「第1 ごみ処理体制の整備」の定めに準ずる。

第2 し尿処理体制の整備

し尿処理体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第17節「第2 し尿処理体制の整備」の定めに準ずる。

第3 がれき等処理体制の整備

がれき等処理体制の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第17節「第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備」の定めに準ずる。

第4 災害廃棄物処理計画の整備

災害廃棄物処理計画の整備は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第17節「第4 災害廃棄物処理計画の整備」の定めに準ずる。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

広域的な処理体制・連携体制の確立は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第17節「第5 広域的な処理体制・連携体制の確立」の定めに準ずる。

第17節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟	地域福祉課 環境課	・保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備
第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保	地域福祉課 環境課	・防疫用薬剤及び資機材等の確保
第3 学校における環境衛生の確保	指導室 学校管理課	・学校における環境衛生の確保
第4 家畜防疫への習熟	農林水産課	・家畜防疫への習熟

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

保健衛生・防疫活動要領への習熟は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第16節「第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備」の定めに準ずる。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

防疫用薬剤及び資機材等の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第16節「第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保」の定めに準ずる。

第3 学校における環境衛生の確保

学校における環境衛生の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第16節「第3 学校における環境衛生の確保」の定めに準ずる。

第4 家畜防疫への習熟

家畜防疫への習熟は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第16節「第4 家畜防疫への習熟」の定めに準ずる。

第18節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大規模地震発生時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、県及び関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 帰宅困難者の定義	防災危機管理室 商業観光課	・ 帰宅困難者の定義
第2 想定される事態	防災危機管理室 商業観光課	・ 災害時の帰宅困難が想定される事態の習熟
第3 帰宅困難者対策の実施	防災危機管理室	・ 災害時の情報収集伝達体制の構築 ・ 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援 ・ 一時滞在施設の提供 ・ 徒歩帰宅者に対する支援 ・ 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進
	商業観光課	・ 一時滞在施設の提供 ・ 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進 ・ 観光客対策
第4 事業所、市民等の役割	防災危機管理室	・ 事業所、市民等の役割の啓発

第1 帰宅困難者の定義

帰宅困難者の定義は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第10節「第1 帰宅困難者の定義」の定めに準ずる。

第2 想定される事態

想定される事態は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第10節「第2 想定される事態」の定めに準ずる。

第3 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第10節「第3 基本原則の周知」「第4 帰宅困難者対策の実施」の定めに準ずる。

第4 事業所、市民等の役割

事業所、市民等の役割は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第10節「第5 事業所、市民等の役割」の定めに準ずる。

第19節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 液状化対策	防災危機管理室 建築政策課	・地盤の液状化対策の調査・研究
	土木課 建築政策課	・地盤の液状化の対策
	防災危機管理室 建築政策課	・液状化対策の普及・啓発

第1 現況

地盤の液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、広く一般に認識されたところである。兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

県の地震防災アセスメント調査における液状化判定では、市の山地、丘陵地を除く低平地の広い範囲で液状化被害を生じるおそれがあり、このうち行橋・行橋南・行橋北校区の一部は危険度が極めて高い判定結果となっている。なお、市における過去の液状化の発生記録はない。

第2 液状化対策

1 地盤の液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関との連携のもと、地盤の液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2 地盤の液状化の対策

市は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、以下のような液状化対策を実施する。

(1) 液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(2) 液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3) 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

3 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第20節 防災関係機関における業務継続計画

市は、大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 業務継続性の確保	全課、局等	・業務継続体制の確保
第2 市におけるBCP	防災危機管理室	・電源及び非常用通信手段の確保対策
	総合窓口課、関係各課	・データ管理の徹底

第1 業務継続性の確保

業務継続性の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第20節「第1 業務継続性の確保」の定めに準ずる。

第2 市におけるBCP

市におけるBCPは、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章 第20節「第2 電源及び非常用通信手段の確保対策」「第3 データ管理の徹底」の定めに準ずる。

第2部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 市の組織体制の確立

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 配備動員	総務部防災班 他全部	・ 配備にあわせた職員の動員及び参集 ・ 消防団の動員
第2 災害対策本部等の運用	総務部防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣

第1 配備動員

市は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市防災計画の定めるところにより、災対本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

その際、市と県が一体となった体制が整うよう、災害対策本部等の設置、配備体制の種別及び基準は、県計画の配備内容等と十分整合を図る。

なお、災害対策本部が設置された際には、各部（課、局・所）は災害対策組織の部（班）となる。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、その状況に応じて段階的に警戒準備、警戒配備を敷き、「準備室」「災害警戒本部」の設置を行う。

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

設置体制の内容		配備基準（自動配備）	
		風水害発生時	地震発生時
災害警戒本部	準備配備（警戒準備体制）（部長：総務部長）		
	防災危機管理室を中心に、総務課において情報収集・住民への周知等を行う。 事態の推移に伴い第1配備（災害警戒体制）に移行	・市に 大雨、洪水、暴風等の警報 が発表されたとき	・市に 震度4 の地震が発生したとき ・市に 津波注意報 が発表されたとき ・ 南海トラフ臨時情報 が発表されたとき
	第1配備（災害警戒体制）（部長：総務部長）		
	第1配備要員（その他各班長が必要と認める者）をもって、情報収集・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制 ☆ その他市全職員は待機体制をとる	・今後の気象見通し等により災害の発生が予想されるとき ・市に高潮警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報 が発表されたとき （警戒レベル3）	・市に 震度5弱 の地震が発生したとき
	第2配備（災害警戒体制）（部長：総務部長）		
	第2配備要員（その他各班長が必要と認める者）をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 ☆ その他市全職員は待機体制をとる	・気象状況、突発的災害の発生等により、特に総務部長が必要と認めたとき ・比較的軽微な災害が発生している場合 （警戒レベル3）	・比較的軽微な災害が発生している場合
災害対策本部	第3配備（非常体制）（本部長：市長）		
	第3配備要員（その他各班長が必要と認める者）をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制 ☆ その他市全職員は待機体制をとる	・市に大雨、洪水、暴風等警報が発表された場合で、 土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮警報、高潮特別警報 が発表されたとき ・広範囲に災害が発生又はその恐れがあるとき ・その他、市長が必要と認めた場合 （警戒レベル4）	・市に 震度5強 の地震が発生したとき ・市に 津波警報、大津波警報 が発表されたとき
	第4配備（特別非常体制）（本部長：市長）		
	全職員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	・市に 大雨特別警報、氾濫発生情報 が発表されたとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、災害対策上必要と認めるとき ・その他、市長が必要と認めた場合 （警戒レベル5）	・市に 震度6弱 以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 ・その他、市長が必要と認めた場合

【資料編 2-21】行橋市災害対策本部条例

【資料編 2-22】行橋市災害対策本部設置規定

2 現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指命する職員で構成する。

3 職員の動員体制

行橋市災害対策本部編成表、及び行橋市災害警戒本部編成表の職員の動員体制を整えるとともに、下記の事項についても定める。

◆地震・津波時の動員配備表

部 名	班 名	行政組織課名等	災害警戒本部		災害対策本部	
			第1配備 (代表課長)	第2配備 (課長級)	第3配備 (係長級)	第4配備
総務部 部長 総務部長 市長公室長 議会事務局長 防災危機管理室長 総務課長	防災班	防災危機管理室	全員	全員	全員	全 職 員
	総務班	総務課	4	4	全員	
		人権政策課	1	1	2	
	広報班	市長公室秘書課	2	2	全員	
		議会事務局	2	2	4	
	情報連絡班	総合政策課	1	2	全員	
		基地対策室	1	1	2	
		情報政策課	1	3	全員	
	財政班	財政課	1	1	3	
		契約検査課	1	1	3	
市民部 部長 市民部長	輸送班	税務課	4	8	12	
		収納課	2	5	7	
		国保年金課	2	5	8	
		会計課	1	2	2	
		選挙管理委員会事務局	1	2	2	
		監査事務局	1	2	2	
	相談班	総合窓口課	1	2	4	
		市民相談室	1	2	2	
福祉部 部長 福祉部長	救護保健班	地域福祉課	1	1	4	
		子ども支援課				
		保健師、管理栄養士	1	1	3	
	災害支援班	生活支援課	1	1	4	
		障がい者支援室		1	2	
		介護保険課		1	3	
		地域包括ケア推進室		1	1	
		地域福祉課	1	1		
都市整備部 部長 都市整備部長	土木班	土木課	5	5	10	
	建築班	建築政策課	4	4	9	
	都市政策班	都市政策課	1	1	3	
産業振興部 部長 産業振興部長	農林水産班	農林水産課	6	6	10	
		農業委員会事務局		1	2	
	商業観光班	商業観光課	1	1	3	
		企業立地課	1	1	2	
環境水道部 部長 環境水道部長	上水道班	上水道課	2	2	5	
	下水道班	下水道課	1	1	4	
	環境班	環境課	1	2	3	
		環境課事業所	1	2	5	
教育部 部長 教育部長	教育班	教育総務課	2	2	4	
		教育総務課指導室		2	2	
		学校管理課	1	1	3	
	社会教育班	生涯学習課	1	1	3	
		文化課		1	3	
		スポーツ振興課		1	3	
消防部 部長 消防長	消防班	防災食育センター		2	5	
		総務課 警防課 予防課 消防署 指令室	4	6	17	

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 職員の動員要領

1) 平常執務時の伝達系統及び方法

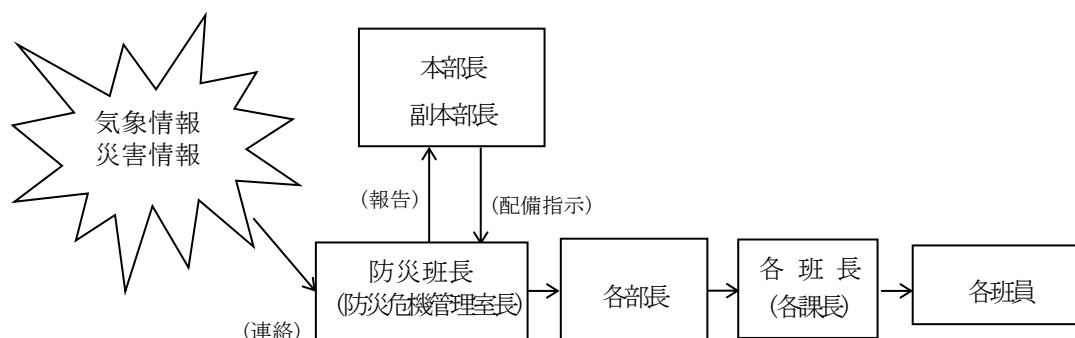
ア 本部長は、災害対策本部を設置した場合、各部長に対し配備体制を指令する。

イ 各部長は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各班長(各課室長)を通じて職員の配備を行う。

ウ 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態又は災害の発生を知ったときは直ちに登庁し、又は班長に連絡してその指示を受けなければならない。

エ 各班長は、職員の配備を完了したときは、速やかに防災班長(防災危機管理室長)に報告する。

オ 災害時の回線輻輳を考慮して、市長・副市長・総務部長・防災危機管理室長は災害優先携帯電話又は衛星携帯電話を、各部長は防災用携帯電話を今後整備・利用して情報伝達を行うこととする。

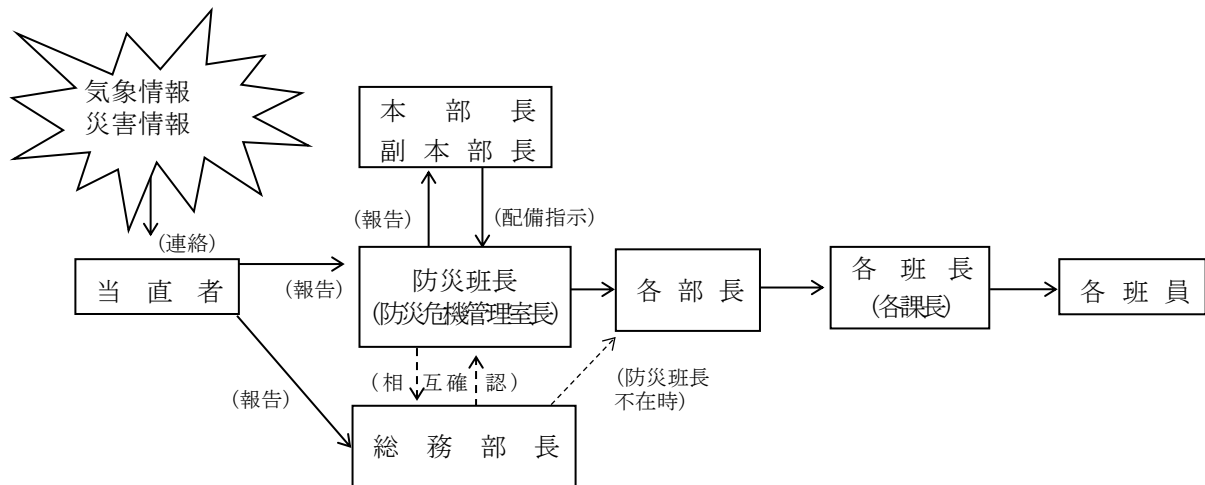


2) 勤務時間外における動員

ア 勤務時間外における職員の動員のための連絡通知は、電話又は使送のうち最も早い方法による。

イ 当直者は、災害等を覚知した場合は、防災危機管理室長に連絡する。連絡を受けた防災危機管理室長は市長及び副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各部長に連絡する。

ウ 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。



(4) 動員の報告

各課長等は課内の動員状況を記録し、部長及び防災危機管理室長（防災班）に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(6) 市町村間の応援協定

市は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

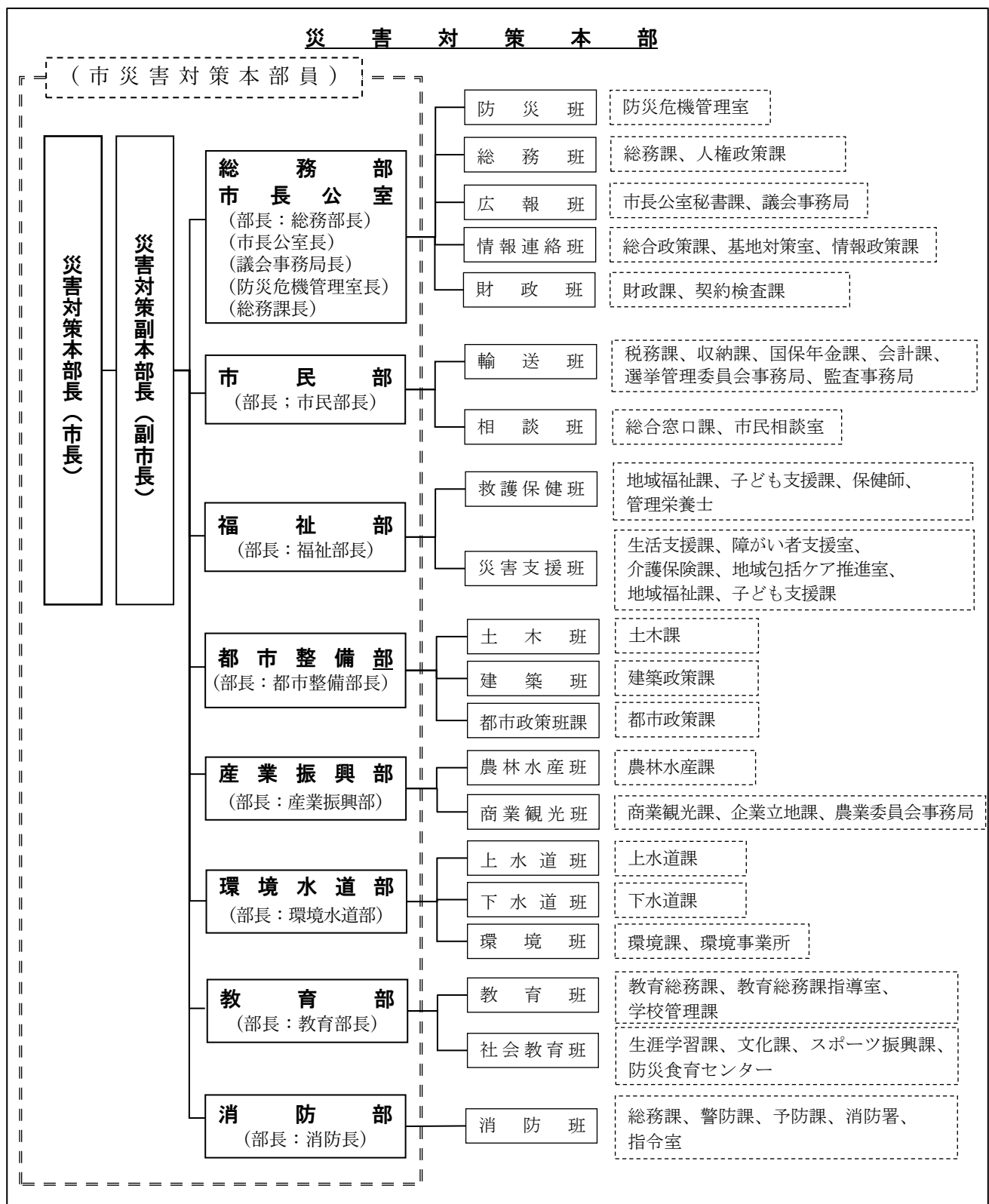
第2 災害対策本部等の運用

1 災害対策本部の組織

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、本部長が不在又は連絡不能の場合には、その職務を代理する。災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮、監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合、その職務を代理する。
部長	各部長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
班長	各課（室）長	本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	上司の命を受け、班の事務に従事する。



2 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。この場合、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告しその承認を得る。

体 制	本部長	代理第1順位	代理第2順位	代理第3順位
災害対策本部	市長	副市長（副本部長）	総務部長	防災危機管理室長
災害警戒本部	総務部長	防災危機管理室長		

なお、その他の災害対策本部員の代理順位は下記に示すとおりである。

◆災害対策本部員の代替職員

役職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	防災危機管理室長	総務課長
教育長	教育部長	教育総務課長	学校管理課長
総務部長	総務課長	防災危機管理室長	—
市民部長	税務課長	総合窓口課長	収納課長
福祉部長	地域福祉課長	子ども支援課長	生活支援課長
都市整備部長	土木課長	都市政策課長	建築政策課長
産業振興部長	農林水産課長	商業観光課長	企業立地課長
環境水道部長	下水道課長	上水道課長	環境課長
教育部長	教育総務課長	学校管理課長	生涯学習課長
消防長	消防署長	警防課長	総務課長
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局庶務係長	議会事務局議事係長
会計管理者	会計課長	会計係長	—
総務課長	総務課総務係長	総務課職員係長	—
防災危機管理室長	防災危機管理室 防災係長	—	—
総合政策課長	総合政策課 政策推進係長	—	—

3 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡、調整を行う。

本部会議の 開催時期	・災害対策本部設置後 ・その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の 構成員	・本部長 ・副本部長 ・本部員
事務局	・防災班（防災危機管理室）
報告事項	・各班の配備体制 ・緊急措置事項
協議事項	・被害状況の把握 ・応急対策に関すること ・本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ・自衛隊、県、他市町村及び関係機関への応援の要請に関すること ・避難の指示、警戒区域の指定に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・応急対策に要する予算及び資金に関すること ・国、県等への要望及び陳情 ・その他災害対策の重要事項

4 災害対策本部の設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、行橋市庁舎4階会議室とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、災害対策本部の設置又は災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部を災害対策本部の代替設置場所とする。

なお、災害対策本部の設置を示すため、庁舎の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

5 設置及び閉鎖基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められた場合、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる場合、災害対策本部を廃止する。

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

6 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、第1編 第3部 第1章 第1節「第2 災害対策本部等の運用」に示すとおりである。

7 災害警戒本部の設置

(1) 警戒体制発令

次の場合で、災害対策本部の設置までには至らないと判断されるときは、総務部長の判断において災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。なお、その旨を市長・副市長に報告する。

- 1) 市内に震度5弱の地震が発生したとき
- 2) 市内に津波警報が発表されたとき

(2) 配備体制

関係各部指定要員をもって、災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

(3) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制をとる。

《市長への報告事項（担当：防災班）》

- 1) 本部員等の所在の確認
- 2) 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
- 3) 災害対策本部の設置
- 4) 庁方法の確認
- 5) その他必要な事項

第2節 自衛隊の災害派遣要請

市は大規模な災害発生時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の基準や手順、必要事項及び派遣部隊の活動内容等を明らかにし応急対策に万全を期する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害派遣要請基準	総務部防災班	・災害派遣要請の基準
第2 派遣の要請種類	総務部防災班	・派遣の要請種類の習熟
第3 派遣要請要領	総務部防災班	・派遣の要請要領の習熟及び派遣要請依頼の手続き ・被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整
第4 派遣部隊の受入れ体制	総務部防災班	・派遣部隊の受入れ体制、・作業内容の調整
第5 派遣部隊の活動	総務部防災班 及び関係各班	・派遣部隊の活動の支援、調整
第6 派遣部隊の撤収要請	総務部防災班	・派遣部隊の撤収要請

第1 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第1 災害派遣要請基準」の定めに準じる。

第2 派遣の要請種類

派遣の要請種類は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第2 派遣の要請種類」の定めに準じる。

第3 派遣要請要領

派遣要請要領は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第3 派遣要請要領」「第4 自衛隊との連絡調整」の定めに準じる。

第4 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れ体制は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第5 派遣部隊の受入れ体制」の定めに準じる。

第5 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第6 派遣部隊の活動」の定めに準じる。

第6 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第2節「第7 派遣部隊の撤収要請」の定めに準じる。

第3節 応援要請

大規模災害発生時には、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議し速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておく。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援体制を整える。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 応援要請	総務部防災班	・ 個別、県等の相互応援活動要請
第2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等	総務部防災班	・ 地方行政機関又は関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請
第3 消防機関の相互応援活動	消防部消防班	・ 消防活動応援、緊急消防援助隊応援要請
第4 警察への応援要請	総務部防災班	・ 警察への応援要請
第5 応援の受入れに関する措置	総務部防災班 及び関係各部	・ 応援活動拠点施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等 ・ 緊急消防援助隊が円滑な活動体制の確保

第1 応援要請

応援要請は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第3節「第1 応援要請」の定めに準じる。

第2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第3節「第2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等」の定めに準じる。

第3 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第3節「第3 消防機関の相互応援活動」の定めに準じる。

第4 警察への応援要請

警察への応援要請は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第3節「第4 警察への応援要請」の定めに準じる。

第5 応援の受入れに関する措置

応援の受入れに関する措置は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第3節「第5 応援の受入れに関する措置」の定めに準じる。

第4節 災害救助法の適用

市長は、大規模災害による被害が大きい場合、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、救助の実施を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害救助法の適用基準	総務部総務班	・災害救助法の適用基準
第2 災害救助法の適用手続	総務部総務班	・災害救助法の適用手続
第3 救助の実施の委任	総務部総務班及び関係各班	・災害救助法による救助の実施
第4 救助の実施状況及び費用の報告	総務部総務班	・救助の実施状況及び費用の報告

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第4節「第1 災害救助法の適用基準」の定めに準じる。

第2 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用手続は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第4節「第2 災害救助法の適用手続」の定めに準じる。

第3 救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第4節「第3 救助の実施の委任」の定めに準じる。

第4 救助の実施状況及び費用の報告

救助の実施状況及び費用の報告は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第4節「第4 救助の実施状況及び費用の報告」の定めに準じる。

第5節 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労働者及び技術者等を確保できない場合においては、労働者及び技術者等の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 労働者等確保の種別、方法	総務部総務班	・労働者等確保の種別、方法の習熟
第2 災害対策実施機関の関係者等の動員	総務部総務班	・必要な技術者等の職員派遣要請による応急対策
第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ	福祉部災害支援班 市民部民生班	・ボランティア等の奉仕団の要員の確保による応急対策
第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保	総務部総務班	・公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員による応急対策
第5 従事命令等による応急措置の業務	総務部総務班	・従事命令、協力命令、保管命令等による応急対策

第1 労働者等確保の種別、方法

労働者等確保の種別、方法は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第5節「第1 労働者等確保の種別、方法」の定めに準じる。

第2 災害対策実施機関の関係者等の動員

災害対策実施機関の関係者等の動員は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第5節「第2 災害対策実施機関の関係者等の動員」の定めに準じる。

第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ

ボランティア等の奉仕団の受入れは、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第5節「第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ」の定めに準じる。

第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保

公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第5節「第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保」の定めに準じる。

第5 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第5節「第5 従事命令等による応急措置の業務」の定めに準じる。

第6節 災害ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときは、市、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供等を行い、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に生かされるよう活動を支援、調整する。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。また、（仮称）行橋市災害ボランティア本部及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 受入窓口等の設置	福祉部災害支援班 市民部相談班	・災害ボランティアの受入窓口等の設置の支援
第2 災害ボランティアの活動	福祉部災害支援班 市民部相談班	・災害ボランティアの活動の支援
第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携	総務部防災班	・県災害対策本部等へ情報提供、関係機関との情報共有

第1 受入窓口等の設置

受入窓口等の設置は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第6節「第1 受入窓口等の設置」の定めに準じる。

第2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアの活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第6節「第2 災害ボランティアの活動」の定めに準じる。

第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

災害対策本部と災害ボランティア本部の連携は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章 第6節「第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携」の定めに準じる。

調整ページ

第2章 災害応急対策活動

第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）

【基本方針】

地震や津波が発生した場合、緊急地震速報、津波警報等、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動等）の早期把握は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。

このため、緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報等の受領、伝達を迅速・確実に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等	総務部防災班	・緊急地震速報（警報）の基準等
第2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類	総務部防災班	・津波警報等、地震及び津波に関する情報収集
第3 津波警報等の伝達系統	総務部防災班 消防部消防班	・津波警報等の住民等への周知
第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達	総務部防災班 消防部消防班	・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達
第5 異常現象発見時の通報	総務部防災班	・異常現象発見時の通報処置

第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）經由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

なお、最大震度3以上、又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

第2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類

1 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波予報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、

大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

2 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震（火山性地震含む）並びに南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）などの大地震が発生したときに福岡管区気象台から発表されるもので、その種類は次のとおりである。

（１）地震・津波に関する情報の内容

1) 地震情報の種類に関する情報

報の種類	発表基準	内 容
震度速報	● 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	● 震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	● 震度1以上 ● 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ● 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	● 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	● マグニチュード7.0以上 ● 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生からおおむね30分以内に発表 ^{*1} 。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

*1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表される。

なお、市の地域名（全国を188地域に区分）は、「福岡県北九州」である。

2) 津波警報・注意報等に関する情報

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、次のような津波に関する情報が発表される。

◆津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

◆津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

（*1）津波観測に関する情報の発表内容について

（津波観測に関する情報の発表例）

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

宮古	第1波到達時刻	11日15時01分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	11日14時56分	3.2m

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（＊2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

〈沖合の津波観測に関する情報の発表例〉

〔沖合で観測した津波の観測値〕			
青森八戸沖			
第1波観測時刻	11日14時51分	押し	
これまでの最大波	11日14時52分	1.0m	
岩手釜石沖			
第1波観測時刻	11日14時50分	引き	
これまでの最大波	観測中		
〔沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ〕			
青森県太平洋沿岸			
第1波の推定到達時刻	11日14時56分		
これまでの最大値の推定到達時刻	11日14時57分		
推定される津波の高さ	5m		
岩手県			
第1波の推定到達時刻	11日14時55分		
これまでの最大値の推定到達時刻	推定中		
推定される津波の高さ	推定中		

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

◆津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

【資料編 5-1】気象庁の震度階級解説表

第3 津波警報等の伝達系統

1 津波警報

大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に、福岡管区気象台又は気象庁本庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。

気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知する。

気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに専用線等により、その事項を関係機関に通知する。

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除したときの通知形式は情報文例による。

2 津波予報区及び担当気象官署

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対して大津波警報・津波警報・津波注意報の発表は気象庁が担当する。

因みに、行橋市は「福岡県瀬戸内海沿岸」という津波予報区に属している。

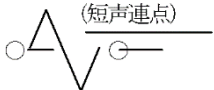
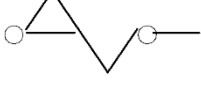
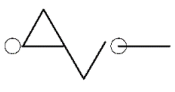
◆ 行橋市の津波予報区の境界

福岡県瀬戸内海沿岸 福岡県（北九州市門司区以東に限る。）



3 津波警報の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識

津波予報には以下のようなものがあり、それぞれについて伝達のための標識が決められている。

予報の種類	解 説 (大津波警報・津波警報・津波注意報(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標 識	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘 音	サイレン音
大津波警報	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで3mを超える場合)	10m超 10m 5m	巨大	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
津波警報	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで1mを超え3m以下の場合)	3m	高い	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。(高いところで20cm以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合)	1m	(表記なし)	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報等解除				(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)

注 (1) 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(出典：福岡県地域防災計画地震・津波対策編(令和5年3月))

4 津波警報等（発表、切り替え、解除）の情報文例

（1）津波警報等の発表の例

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年 3月 7日 14時49分 気象庁発表

***** 見出し *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難してください。

大津波警報・津波警報を発表しました。

福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸

***** 本文 *****

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

* 福岡県日本海沿岸

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

福岡県瀬戸内海沿岸、

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

有明・八代海

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。

福岡県日本海沿岸、

***** 解説 *****

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

（2）津波警報等の切り替えの例

津波注意報

平成25年 3月 7日 15時08分 気象庁発表

津波注意報の切り替えをお知らせします。

***** 本文 *****

大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<大津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県日本海沿岸

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県瀬戸内海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

有明・八代海

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

***** 発表状況 *****

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸

***** 解説 *****

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

（３）津波警報等の解除の例

津波警報・注意報

平成25年 3月31日10時29分 気象庁発表

津波警報・津波注意報の解除をお知らせします。

***** 本文 *****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。

福岡県日本海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

福岡県瀬戸内海沿岸

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

***** 発表状況 *****

現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。

***** 解説 *****

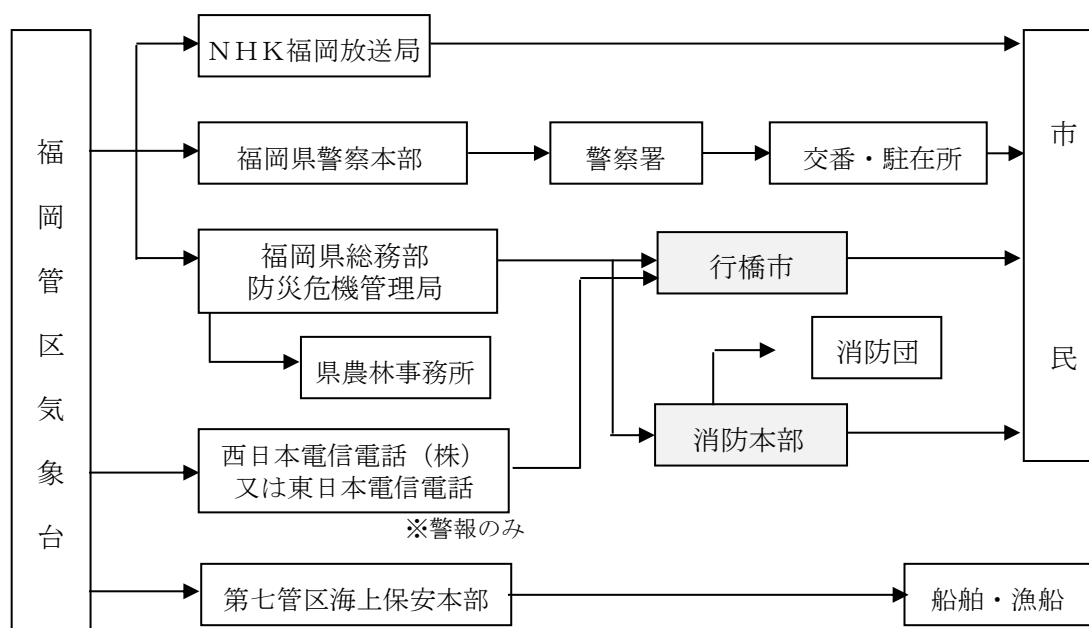
<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

5 津波警報等の伝達

（１）伝達系統図

気象台が発表する地震情報や津波予報は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（総務課防災危機管理室）及び消防本部等に伝達される。



（２）福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

防災班は、地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

◆福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステムである。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

（３）市から住民等への周知方法

津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市は防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの、一般的な周知方法は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第1節 「第2警報・注意報等の伝達系統 2 市から住民への周知方法」の定めに準ずる。

第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達

1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局部的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

- (1) 震度速報
- (2) 震源に関する情報
- (3) 震源・震度に関する情報
- (4) 各地の震度に関する情報
- (5) 地震回数に関する情報

- (6) 津波情報
- (7) 長周期地震動に関する観測情報
- (8) 遠地地震に関する情報

以上、前記「第2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 2 地震及び津波に関する情報」参照。

2 県からの情報伝達

知事は、福岡管区気象台が発表する前記の地震及び津波に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により直ちに市及び消防本部へ伝達する。

- (1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合
- (2) 津波に関する情報については、本県に関係する場合
- (3) その他状況に応じ必要と認める場合

3 津波情報の情報文例

【到達予想時刻・高さ情報(予想される津波の高さを数値で発表)の例

津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）
平成25年 1月18日13時09分 気象庁発表

〔津波到達予想時刻・予想される津波の高さ〕

・ 津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 第1波の到達予想時刻 予想される津波の最大波の高さ

＜大津波警報＞

福岡県日本海沿岸 津波到達中と推測 5m

＜津波警報＞

福岡県瀬戸内海沿岸 18日13時30分 3m

＜津波注意報＞

有明・八代海 18日14時10分 1m

・ 警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。

・ 到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

・ 場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる可能性があります。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

〔予想される津波の高さの解説〕

・ 予想される津波が高いほど、より甚大な被害が生じます。

・ 1.0m超 巨大な津波が襲い壊滅的な被害が生じる。木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。

・ 1.0m 巨大な津波が襲い甚大な被害が生じる。木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。

・ 5m 津波が襲い甚大な被害が生じる。木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。

・ 3m 標高の低いところでは津波が襲い被害が生じる。木造家屋で浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。

・ 1m 海の中では人が速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

〔震源、規模〕

きょう18日13時05分頃地震がありました。

震源地は、福岡県北西沖（北緯34.0度、東経130.3度、福岡の北50km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は7.5と推定されます。

【到達予想時刻・高さ情報(予想される津波の高さを定性表現で発表)の例】

津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

平成25年 3月11日14時50分 気象庁発表

〔津波到達予想時刻・予想される津波の高さ〕

・ 津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 第1波の到達予想時刻 予想される津波の最大波の高さ

＜大津波警報＞

福岡県日本海沿岸 津波到達中と推測 巨大

＜津波警報＞

福岡県瀬戸内海沿岸 11日15時20分 高い

＜津波注意報＞

有明・八代海 11日16時00分

- ・ 警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
 - ・ 到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。
 - ・ 到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
 - ・ これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
- 詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。

〔震源、規模〕

きょう11日14時46分頃地震がありました。

・ 震源地は、福岡県北西沖（北緯34.0度、東経130.3度、福岡の北50km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

第5 異常現象発見時の通報

異常現象発見時の通報は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第1節 「第1 防災気象情報等の種類・基準」「第2 警報・注意報等の伝達系統」の定めに基づき、次の異常な現象に対処する。

1 地震に関する事項

群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

2 津波に関する事項

潮位の異常な変動

第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）

津波が発生した場合、安全に避難するためには早期の自発的な避難が重要である。そのため、住民が早期に自発的な避難を開始できるよう避難対策を充実する必要がある。

なお、地震に伴う災害対策としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、本節は、主として津波によるものを対象として記述する。津波による災害対策は揺れによる災害対策と重なるところもあるので、本節以外も合わせて震災対策のために活用する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 津波災害応急対策のための基本的な考え方	総務部防災班 関係各班	・津波災害応急対策のための基本的な考え方の習熟
第2 津波に対する防災体制の整備	総務部防災班 関係各班	・津波に対する防災体制の整備
第3 津波に対する避難体制の整備	総務部防災班	・津波避難指示
	消防部消防班	・津波に対する避難誘導
	福祉部災害支援班	・津波に対する要配慮者の避難誘導
第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備	総務部広報班	・沿岸地域等の住民等に対する津波広報
	総務部防災班 消防部消防班	・海面監視体制及び通報伝達体制等を確立
第5 沿岸地域住民等の自衛措置	総務部防災班	・沿岸地域住民等の自衛措置の周知
第6 津波避難時の留意点等	総務部防災班	・津波避難時の留意点等の周知
第7 救急・救助活動	福祉部災害支援班	・要配慮者が利用する施設の救急・救助

第1 津波災害応急対策のための基本的な考え方

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。

- 1 津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。
- 2 応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害などの防止を行っていくこととなる。
- 3 この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受入れることも重要である。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難対策を充実・強化する必要がある。

第2 津波に対する防災体制の整備

市は、市職員の非常参集体制のもと、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルに基づき、他の職員、機関等と連携しながら、適時適切な防災対策を実施していく。

第3 津波に対する避難体制の整備

1 避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行う。

2 避難誘導の原則

市は、災害予防対策で検討した対策に基づき避難誘導者等の安全を確保した上で避難誘導や防災対応にあたる。

3 津波避難計画の実施

津波避難計画の基本方針を踏まえ、災害予防対策により策定された津波避難計画のもと、要配慮者や大規模商業施設にいる者の避難を適切に実施する。

その際、防災関係職員は、あらかじめ定めていた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき防災対応や避難誘導にあたり、危険を回避する。

4 避難指示

市長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等の発令を行う。

- (1) 津波は、30cm 程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ(震度4程度以上)又は、地震動(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという。いわゆる「津波地震」に備えて、弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。
- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報等が伝達された場合にも、同様とする。

第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備

市は、地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

1 海岸等における広報

市は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能

を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図る。

2 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地（もしくは内湾に入り組んだ船溜まり等）においては、津波の河川遡上による河川堤防の破壊や浸水被害を受けるおそれがあるので、該当する低地では、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、市防災行政無線（同報系）や広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

3 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立

福岡管区气象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、小丘（少なくとも標高30m以上の小丘）の頂上や高層ビルなど高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。

なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜等に滞在しているものに対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずる。

第5 沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船舶等は、次の自衛措置に努める。

1 一般

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても大津波警報、津波警報が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。海水浴客や釣り人やサーファー等は、これ以外に津波注意報が発令された場合であっても、直ちに海浜付近から離れる。
- (2) 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台や市町村が指定した避難路・避難地。逃げ切れないと判断した場合には津波避難ビル等鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで(1)～(4)などの最善の措置をとる。（具体的には避難をしばらく継続する。第1波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があるため。）
- (6) 津波は、河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流側へ避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方向に素早く避難する。

2 船舶

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避注1)、注2)する。
- (2) 揺れを感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避注1)、注2)する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) 津波の来襲に猶予時間がある場合には、港外退避注2)できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

（5）津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで（1）～（4）などの最善の措置をとる。

注 1）港外：水深の深い、広い海域

注 2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市は、津波避難訓練をする際には災害予防対策で示した留意点等に基づき、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努める。

第7 救急・救助活動

市は、津波災害警戒区域内では、市防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第3節 被害情報等の収集伝達

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、市及び関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害情報の収集と被害規模の早期把握	総務部防災班	・災害情報の収集、統括、報告
	関係各班	・災害情報の収集、とりまとめ、報告
第2 情報収集伝達経路	総務部防災班	・被害情報等の共有
第3 被害状況の報告基準、方法等	総務部防災班	・県、国への報告
	関係各班	・防災関係機関への通知
第4 通信計画	総務部防災班	・災害時における通信連絡

第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

被害情報の収集と被害規模の早期把握は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第2節「第1 災害情報の収集」の定めに準じるほか、次の対策を実施する。

1 被害中心地及び被害規模の推定

防災班は、災害発生直後における概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ搬送又は来院している負傷者の状況等の被害規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

また、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

2 地震発生直後の被害情報の把握

市及び県は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による初期情報等の収集を行う。

第2 情報収集伝達経路

情報収集伝達経路は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第2節「第2 情報収集伝達経路」の定めに準ずる。

第3 被害状況の報告基準、方法等

被害状況の報告基準、方法等は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第3章 第2節「第3 被害状況の報告基準、方法等」の定めに準ずる。

第4 通信計画

通信計画は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第2節「第4 通信計画」の定めに準ずる。

第4節 広報・広聴

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動にあたっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害広報の実施	総務部広報班	・災害広報の実施
第2 災害時の放送要請	総務部広報班	・放送要請
第3 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動	市民部相談班	・相談窓口の設置、対応

第1 災害広報の実施

災害広報の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第3節「第1 災害広報の実施方法」の定めに準ずる。

第2 災害時の放送要請

災害時の放送要請は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第3節「第2 災害時の放送要請」の定めに準ずる。

第3 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第3節「第3 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談活動」の定めに準ずる。

第5節 地震水防対策の実施

大規模な地震が発生した場合、河川堤防等の被害、高潮・津波や河川増水に伴うはん濫等の水害が予想されるため、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立して水防活動を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 水防対策の実施	総務部防災班 都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・水防対策の実施
第2 応援協力関係	総務部防災班 都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・必要とする要員及び資機材について応援を要請

第1 水防対策の実施

水防対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第5節 「第2 水防対策の実施」の定めに従う。

第2 応援協力関係

応援協力関係は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第5節 「第3 応援協力関係」の定めに従う。

第6節 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏えい等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 震災消防活動	消防部消防班	・震災消防活動の実施 ・必要とする要員及び資機材について応援を要請
第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	消防部消防班	・危険物・毒劇物取扱施設等の安全確保に必要な対策
第3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止	総務部防災班 都市整備部土木班 都市整備部建築班	・地震、降雨等による二次災害防止活動
	都市整備部建築班	・空き家対策
第4 ため池施設災害応急対策	産業振興部農林水産班	・農業用施設応急対策

第1 震災消防活動

震災消防活動の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第6節「第2 消防活動の実施」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、家屋倒壊や流出、道路や橋梁の損傷などによる消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることが多い。したがって、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については消防力の重点投入地区を選定し、また延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第29節「第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置」の定めに従う。

第3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

地震、降雨等に伴う二次災害の防止は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第29節「第2 降雨等に伴う二次災害の防止」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 地震・誘発地震

市は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

2 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災建築物危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

(2) 建築班は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、

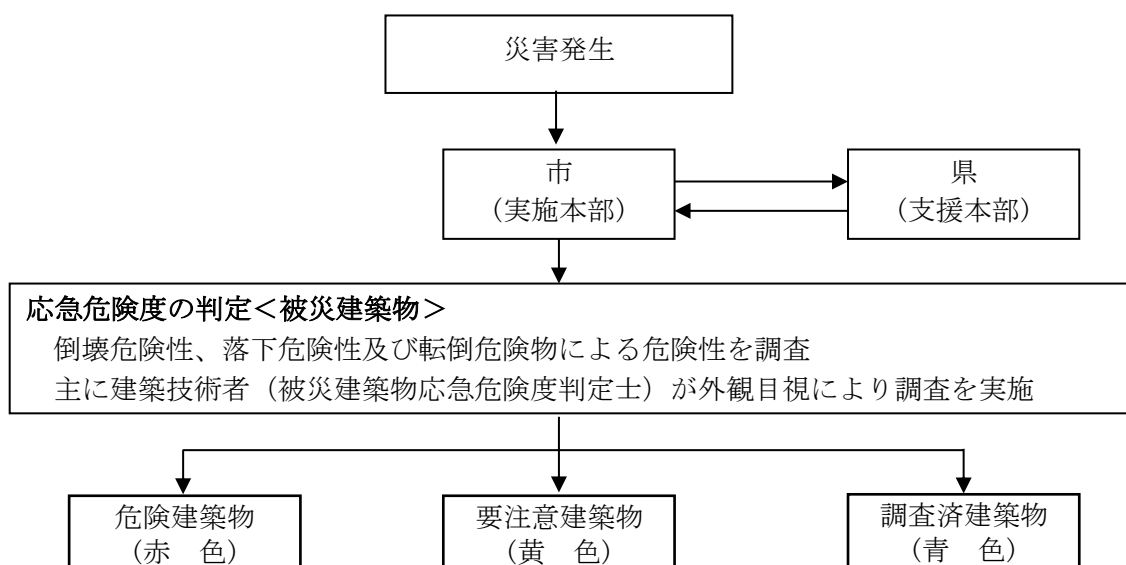
住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行う。

（３）被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

- 1) 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」「要注意建築物」「調査済建築物」の3区分に判定する。
- 2) 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- 3) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



3 被災宅地応急危険度判定

（１）被災宅地危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

（２）建築班は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

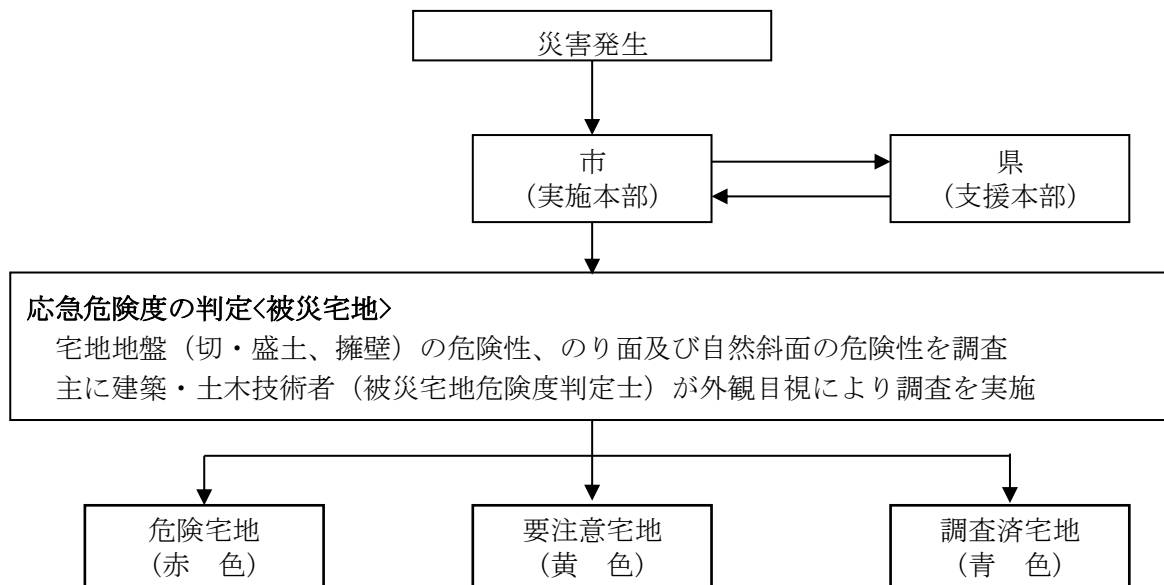
危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行う。

（３）被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果表を掲示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面など）に判定表を掲示する。

4) 判定結果は本部長に報告する。



4 判定後の措置

市は、「危険家屋」「危険宅地」と判定された宅地、建物等については、立ち入り禁止の措置をとる。
また、建築班は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

第4 ため池施設災害応急対策

ため池施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第30節 「第1 農業用施設応急対策」の定めに準ずる。

第7節 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する消防部隊（行橋消防署）は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、各関係部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

なお、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 陸上における救出対策	消防部消防班	・ 要救助者の救助活動
	消防部防災班	・ 要救助情報の収集、救助支援
第2 海上における救出対策	消防部消防班 消防部防災班	・ 要救助情報の収集、救助支援
第3 救助法で定める基準	消防部防災班	・ 災害救助法における救出活動の習熟

第1 陸上における救出対策

陸上における救出対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第8節「第1 陸上における救出対策」の定めに準ずる。

第2 海上における救出対策

海上における救出対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第8節「第2 海上における救出対策」の定めに準ずる。

第3 救助法で定める基準

救助法で定める基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第8節「第3 災害救助法に基づく救出適用基準」の定めに準ずる。

第8節 避難対策の実施

市は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）をとらせるため、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 避難の指示の周知	総務部防災班	・避難指示等発令措置
	総務部広報班	・災害広報伝達
第2 警戒区域の設定	総務部防災班、消防部消防班、都市整備部土木班	・警戒区域の設定
第3 避難者の誘導及び移送	消防部消防班、福祉部災害支援班	・危険地域の避難者の誘導
	福祉部救護保健班	・保育施設の避難誘導
	教育部教育班	・教育施設の避難誘導
	総務部総務班	・広域避難の実施
第4 指定避難所等の開設	総務部防災班	・指定緊急避難場所の開放及び周知 ・指定避難所の開放及び周知
	総務部防災班及び関係各班	・指定避難所の開設及び運営
	産業振興部農林水産班、商業観光班	・食料、生活物資の供給
	福祉部救護保健班	・保健・衛生対策
第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理	総務部防災班及び関係各班	・避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理
	福祉部救護保健班	・保健・衛生対策
第6 受入れ施設の確保	総務部防災班	・指定避難所
第7 要配慮者等を考慮した避難対策	福祉部災害支援班	・避難行動要支援者支援班による要配慮者等を考慮した避難対策
	市民部相談班	・外国人への支援活動
	産業振興部商業観光班	・旅行者への支援活動
第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮	福祉部災害支援班	・在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援
第9 帰宅困難者対策	総務部防災班 産業振興部商業観光班	・帰宅困難者対策

◆ 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

◆ 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をと

る。

第1 避難の指示の周知

避難の指示の周知は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第2 避難の指示、高齢者等避難等及び周知」の定めに準ずる。

第2 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第3 警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第3 避難者の誘導及び移送

避難者の誘導及び移送は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第4 避難者の誘導及び移送」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 誘導時の留意事項

地震、津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第4 指定避難所等の開設

指定避難所等の開設は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第5 指定緊急避難場所の開放及び周知」「第6 指定避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理」の定めに準ずる。

第6 受入れ施設の確保

受入れ施設の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節 第6 「1 指定避難所の開設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 震災時など、避難者が大量長期化した場合、市、県は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、公民館等の施設を提供する。

第7 要配慮者等を考慮した避難対策

要配慮者等を考慮した避難対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第8 要配慮者等を考慮した避難対策」の定めに準ずる。

第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第9 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援」の定めに準ずる。

第9 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第10 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第9節 交通・輸送対策の実施

交通・輸送対策については、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮して、必要な規制や緊急輸送体制の確保を行い、応急復旧にあたる。

地震・津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置	総務部防災班	・災害発生時の自動車運転者の取るべき措置の周知
第2 交通の確保対策の実施	都市整備部土木班	・交通規制の実施、交通規制等の周知徹底、広報 ・海上交通の規制の情報を収集、相互連絡
第3 緊急輸送対策の実施	市民部輸送班	・災害対策要員等の緊急輸送
	総務部防災班	・緊急輸送の県への要請依頼
	市民部輸送班	・緊急通行車両等の確認申請手続
		・車両、燃料の確保、配車 ・救助法で定める基準の習熟

第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害発生時の自動車運転者の取るべき措置は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章第13節「第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置」の定めに準ずる。

第2 交通の確保対策の実施

交通の確保対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第13節「第2 陸上の交通対策」「第3 海上交通の規制」の定めに準ずる。

第3 緊急輸送対策の実施

緊急輸送対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第14節「緊急輸送の実施」の定めに準ずる。

第10節 医療救護

市は、大規模災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 医療情報の収集・提供	福祉部救護保健班	・医療情報の収集・提供
第2 初動医療体制	福祉部救護保健班	・医療情報の収集、医療チームの編成、医療救護所の設置
第3 後方医療活動	福祉部救護保健班	・後方医療活動の確立
第4 医薬品等の供給	福祉部救護保健班	・医薬品・医療資機材の調達
第5 搬送	消防部消防班	・被災傷病者等の搬送等
第6 救助法で定める基準	福祉部救護保健班	・災害救助法における医療救護の習熟

第1 医療情報の収集・提供

医療情報の収集・提供は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第1 初動医療体制の確立」の定めに準ずる。

第2 初動医療体制

初動医療体制は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第1 初動医療体制の確立」の定めに準ずる。

第3 後方医療活動

後方医療活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第2 災害時後方医療活動」の定めに準ずる。

第4 医薬品等の供給

医薬品等の供給は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第3 医薬品、医療資機材の調達」の定めに準ずる。

第5 搬送

救急患者等の搬送は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第4 被災傷病者等の搬送」の定めに準ずる。

第6 救助法で定める基準

救助法で定める基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第9節「第5 災害救助法における実施基準」の定めに準ずる。

第11節 要配慮者の支援

地震・津波災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	福祉部災害支援班	・災害により新たに発生した要配慮者に関する対策
第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策	福祉部災害支援班	・安全確保、安否確認 ・指定避難所や在宅の要配慮者等への支援 ・福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送 ・福祉仮設住宅での支援
	都市整備部建築班	・福祉仮設住宅の供給
第3 避難対策	福祉部災害支援班 ほか関係各班	・要配慮者等を考慮した避難対策の実施
第4 生活の場の確保	福祉部災害支援班	・福祉住宅等の確保支援
第5 外国人等の支援対策	市民部相談班 産業振興部商業観光班	・災害時の外国人、旅行者への支援活動

第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策

震災により新たに発生した要配慮者に関する対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第16節「第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策」の定めに従う。

第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策

高齢者及び障がいのある人に係る対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第16節「第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策」の定めに従う。

第3 避難対策

要配慮者等の避難対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第8 要配慮者等を考慮した避難対策」の定めによる。

第4 生活の場の確保

生活の場の確保は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第16節「第4 生活の場の確保」の定めに従う。

第5 外国人等への支援対策

外国人等の支援対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第16節「第5 外国人等の支援対策」の定めに従う。

第12節 保健衛生、防疫、環境対策

市は、被災地域における感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、市の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 保健衛生	福祉部救護保健班	・健康調査、健康相談、避難所や応急仮設住宅での衛生管理、栄養調査、食品の衛生対策 愛護動物の救護等の実施、心のケア対策
	教育部教育班	・児童・生徒等のメンタルケア
	環境水道部下水道班	・被災地における愛護動物の保護等
第2 防疫	福祉部救護保健班 環境水道部下水道班	・防疫活動の実施
第3 家畜防疫対策	産業振興部農林水産班	・災害時における防疫
第4 環境対策	環境水道部環境班	・有害物質の漏出等環境対策

第1 保健衛生

保健衛生は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第15節「第1 保健衛生」の定めに準ずる。

第2 防疫

防疫は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第15節「第2 防疫」の定めに準ずる。

第3 家畜防疫

家畜防疫は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第15節「第3 家畜防疫対策」の定めに準ずる。

第4 環境対策

環境対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第15節「第4 環境対策」の定めに準ずる。

第13節 遺体の搜索、収容及び火葬

災害により死者、行方不明者が生じた場合は、市は、防災関係機関等の協力を得て、これらの搜索及び遺体収容又は火葬を速やかに行い、民心の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 遺体の搜索	消防部消防班	・ 遺体の搜索
第2 遺体の調査、身元確認	環境水道部環境班	・ 遺体の調査、身元確認、処理
第3 遺体の安置、一時保存	環境水道部環境班	・ 遺体の安置、一時保存
第4 遺体の火葬	市民部相談班	・ 遺体の埋火葬許可
	環境水道部環境班	・ 遺体の火葬・埋葬
第5 救助法で定める基準	環境水道部環境班	・ 救助法で定める遺体の埋葬等基準の習熟

第1 遺体の搜索

遺体の搜索は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第18節「第1 遺体の搜索」の定めに準ずる。

第2 遺体の調査、身元確認

遺体の調査、身元確認は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第18節「第2 遺体の調査、身元確認」の定めに準ずる。

第3 遺体の安置、一時保存

遺体の安置、一時保存は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第18節「第3 遺体の安置、一時保存」の定めに準ずる。

第4 遺体の火葬

遺体の火葬は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第18節「第4 遺体の火葬」の定めに準ずる。

第5 救助法で定める基準

救助法で定める基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第18節「第5 救助法で定める基準」の定めに準ずる。

第14節 飲料水の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	環境水道部上水道班	・応急給水の基本的な考え方の習熟
第2 飲料水の確保、供給	環境水道部上水道班	・飲料水の確保、供給活動
第3 救助法で定める基準	環境水道部上水道班	・災害救助法における給水措置の内容の習熟

第1 方針

飲料水の供給方針は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第10節「第1 方針」の定めに従う。

第2 飲料水の確保、供給

飲料水の確保、供給は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第10節「第2 飲料水の確保、供給」の定めに従う。

第3 救助法で定める基準

救助法で定める基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第10節「第3 救助法で定める基準」の定めに従う。

第15節 食料の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	産業振興部農林水産班 産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	応急食料供給の基本的な考え方の習熟
第2 食料の調達	産業振興部農林水産班	・食料需要の把握 ・食料の調達
	総務部防災班	・災害応急対策活動の従事者の食料需要の把握
第3 食料の輸送、配分及び保管	産業振興部農林水産班 総務部防災班及び関係各班	・食料の輸送、配分及び保管
第4 炊き出しの実施	産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	・炊き出しの実施、支援
第5 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法	産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	・救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法の習熟

第1 方針

食料の供給の方針は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第11節「第1 方針」の定めに従う。

第2 食料の調達

食料の調達は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第11節「第2 食料の調達」の定めに従う。

第3 食料の輸送、配分及び保管

食料の輸送、配分及び保管は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第11節「第3 食料の輸送、配分及び保管」の定めに従う。

第4 炊き出しの実施

炊き出しの実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第11節「第4 炊き出しの実施」の定めに従う。

第5 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法

救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第11節「第5 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法」の定めに従う。

第16節 生活必需品等の供給

市は、大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下、「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	産業振興部商業観光班	・生活必需品等の供給の基本的な考え方の習熟
第2 生活必需品の調達、供給	産業振興部商業観光班	・生活必需品の需要把握、生活必需品の調達
	福祉部災害支援班	・生活必需品の配給
第3 救援物資の受入れ等	福祉部災害支援班	・救援物資の受入れ、仕分け、保管、輸送、物資の配布
第4 救助法で定める基準	福祉部災害支援班	・救助法で定める基準の習熟

第1 方針

生活必需品等の供給方針は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第12節「第1 方針」の定めに準ずる。

第2 生活必需品の調達、供給

生活必需品の調達、供給は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第12節「第2 生活必需品の調達、供給」の定めに準ずる。

第3 救援物資の受入れ等

救援物資の受入れ等は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第12節「第3 救援物資の受入れ等」の定めに準ずる。

第4 救助法で定める基準

救助法で定める基準は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第12節「第4 救助法で定める基準」の定めに準ずる。

第17節 住宅の確保

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設	都市整備部建築班	・ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設
第2 空き家住宅の活用	都市整備部建築班	・ 公営住宅、存住宅ストックの活用
第3 被災住宅の応急修理	都市整備部建築班	・ 被災住宅の応急修理
第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）	都市整備部建築班	・ 住宅等に流入した土石等の除去
第5 公営住宅の修繕・建設	都市整備部建築班	・ 公営住宅の修繕・建設
第6 被災住宅に対する融資	福祉部災害支援班	・ 被災住宅に対する融資

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設」の定めに準ずる。

第2 空き家住宅の活用

空き家住宅の活用は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第1 空き家住宅の活用」の定めに準ずる。

第3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第3 被災住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）」の定めに準ずる。

第5 公営住宅の修繕・建設

公営住宅の修繕・建設は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第5 公営住宅の修繕・建設」の定めに準ずる。

第6 被災住宅に対する融資

被災住宅に対する融資は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第21節「第6 被災住宅に対する融資」の定めに準ずる。

第18節 災害廃棄物等の処理

市は、大規模な災害発生時には、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 ごみ処理	環境水道部環境班	・生活ごみ及び粗大ごみの収集、処理
第2 し尿処理	環境水道部環境班	・し尿の処理、仮設トイレの設置
第3 がれき等の処理	環境水道部環境班	・がれき等の処理
第4 障害物除去	都市整備部土木班	・河川、道路等に残る障害物の処理
	産業振興部農林水産班	・漁港等に残る障害物の処理
第5 死亡獣畜処理	環境水道部環境班	・死亡獣畜処理

第1 ごみ処理

ごみ処理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第22節「第1 ごみ処理」の定めに準ずる。

第2 し尿処理

し尿処理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第22節「第2 し尿処理」の定めに準ずる。

第3 がれき等の処理

がれき等の処理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第22節「第3 がれき等の処理」の定めに準ずる。

第4 障害物除去

障害物除去は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第22節「第4 その他の障害物等の処理」の定めに準ずる。

第5 死亡獣畜処理

死亡獣畜処理は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第22節「第4 その他の障害物等の処理」の定めに準ずる。

第19節 文教対策の実施

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 学校教育対策	教育部教育班	・学校教育と指定避難所の運営の棲み分け連携
	教育部教育班	・児童、生徒、学童の安全確保、安否確認
	教育部教育班	・施設、職員等の確保・応急教育 ・学用品の調達及び給与
	教育部社会教育班	・学校給食の措置
	福祉部災害支援班	・保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認
第2 文化財対策	教育部社会教育班	・文化財の応急対策

第1 学校教育対策

学校教育対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第20節「第1 指定避難所としての学校の役割」「第2 児童・生徒等の安全の確保」「第3 教育の実施」及び「第4 保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認」の定めに準ずる。

第2 文化財対策

文化財対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第20節「第5 文化財対策」の定めに準ずる。

第20節 警備対策の実施

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察及び第七管区海上保安本部等関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 陸上警備対策	消防部消防班	・行橋警察署との情報共有
第2 海上警備対策	総務部防災班	・門司海上保安部との情報共有
第3 市の防犯活動	消防部消防班	・犯罪防止のため巡回パトロール
	総務部防災班	・防犯活動への協力要請等

第1 陸上警備対策の実施

陸上警備対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第7節「第1 陸上警備対策」の定めに従う。

第2 海上警備対策の実施

海上警備対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第7節「第2 海上警備対策」の定めに従う。

第3 市の防犯活動

市の防犯活動は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第7節「第3 市の防犯活動」の定めに従う。

第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

通信サービス、電気、ガス、上水道、下水道等のライフライン事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 電気施設災害応急対策	総務部防災班	・電気施設事業者の応急対策における連絡調整
	総務部広報班	・電気施設災害の広報について、市民への周知
第2 ガス施設災害応急対策	総務部防災班	・液化石油ガス事業者の応急対策における連絡調整
	総務部広報班	・液化石油ガス販売事業者が行う二次災害防止措置の市民への周知
第3 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）	総務部防災班	・一般通信施設事業者の応急対策における連絡調整 ・一般通信施設事業者の非常通信措置について連絡調整、災害对本部等での情報共有
	総務部広報班	・一般通信施設事業者の非常通信措置の広報活動、方法について、市民への周知
第4 上水道施設災害応急対策	環境水道部上水道班	・上水道施設の応急対策
第5 下水道施設災害応急対策	環境水道部下水道班	・下水道施設の応急対策

第1 電気施設災害応急対策

電気施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第24節「第1 電気施設災害応急対策」の定めに従う。

第2 ガス施設災害応急対策

ガス施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第24節「第2 液化石油ガス施設」の定めに従う。

第3 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

国内通信施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第23節「第1 一般通信施設（西日本電信電話株式会社）」の定めに従う。

第4 上水道施設災害応急対策

上水道施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第25節「第1 上水道施設災害応急対策」の定めに従う。

第5 下水道施設災害応急対策

下水道施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第25節「第2 下水道施設災害応急対策」の定めに従う。

調整ページ

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 地震防災対策推進地域

福岡県における南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域は、行橋市をはじめ、北九州市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町である。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 風水害等災害対策編 第1部 総則「第5章 防災関係機関等の業務大綱」に示すとおりである。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、あらかじめ地域の必要な物資、資機材の確保状況を把握しておき、災害時に不足がある場合は、物資等の供給を依頼し、供給体制の確保を図るとともに、物資等の斡旋、協力要請等の措置をとる。

なお、本節に定めるほか、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章「第2節 防災体制・施設・資機材の整備」、及び第3部 第2章「第10節 飲料水の供給」「第11節 食料の供給」「第12節 生活必需品等の供給」による。

2 人員の配置

人員の配置は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章「第5節 要員の確保」による。また、市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第2 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、必要があるときは、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第3章「第1節 広域応援・受援体制の整備」に示す応援協定に従い、応援を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第4節「第10 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

特に、市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

1 被災防止措置

市は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

2 各種整備等

市は、次の計画に基づき、各種整備等を実施する。

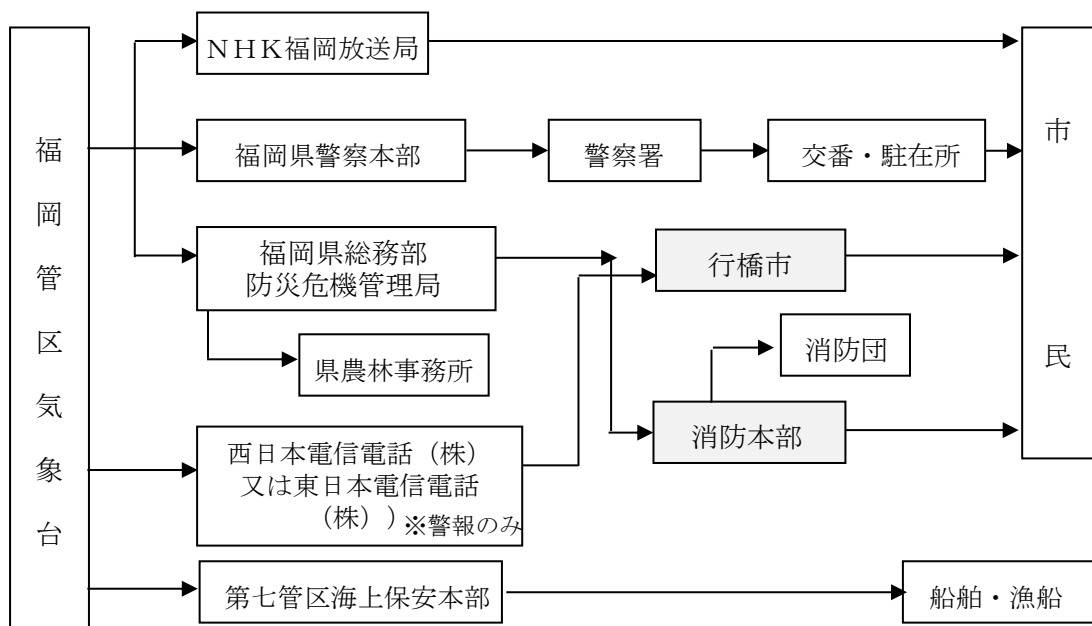
- (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2編 地震・津波災害対策編 第2部 第2章「第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）」に則り実施する。

1 伝達系統図

気象台が発表する地震情報や津波予報は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（総務課防災危機管理室）及び消防本部等に伝達される。



なお、役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項は以下のとおり。

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 市区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、本編 第2部 第2章「第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）」に則り実施する。

第4 避難対策等

- 1 市は、地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域を、ハザードマップで示す。

なお、レベル2（津波警報）の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等の適切な指定に努めるほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のための屋内避難に使用する建物を明示に努める。

また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- 3 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

- 4 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 避難対策の実施

避難対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章「第4節 避難対策の実施」の定めに準ずる。

第5 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体（市）は、次のとおり措置をとる。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信関係

1 水道

市は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置をとる。

2 電気

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。
- (2) 電気施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第24節「第1 電気施設災害応急対策」の定めに準ずる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (2) ガス施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第24節「第2 液化石油ガス施設」の定めに準ずる。

4 通信

通信施設災害応急対策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第23節「第1 一般通信施設（西日本電信電話株式会社）」の定めに準ずる。

第7 交通

交通の確保対策の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 第13節「第2 陸上の交通対策」「第3 海上交通の規制」の定めに準ずる。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理

上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- 1) 津波警報等の入場者等への伝達
- 2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 4) 出火防止措置
- 5) 水、食料等の備蓄
- 6) 消防用設備の点検、整備
- 7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- 1) 学校等にあつては、
 - ア 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- 2) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される消防庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとる。
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

なお、迅速な救急活動の実施は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章「第6節 消防活動」「第8節 救出活動」の定めに準ずる。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章「第3節 応援要請」の定めに準ずる。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

自衛隊の災害派遣要請及び連携は、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第1章「第2節 自衛隊の災害派遣要請」の定めに準ずる。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ臨時情報（調査中）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の対応は、次のとおりである。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（部課、室、局等）	担当業務
第1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表	全部、課、局等	・「南海トラフ地震臨時情報」の習熟
第2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応	防災危機管理室	・「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表中、災害警戒本部を設置し、情報収集
	全部、課、局等	・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表中、災害対策本部を設置し災害対応の実施

第1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

◆「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 (2) 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	(1) 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 (2) 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

◆南海トラフ地震に関する臨時情報

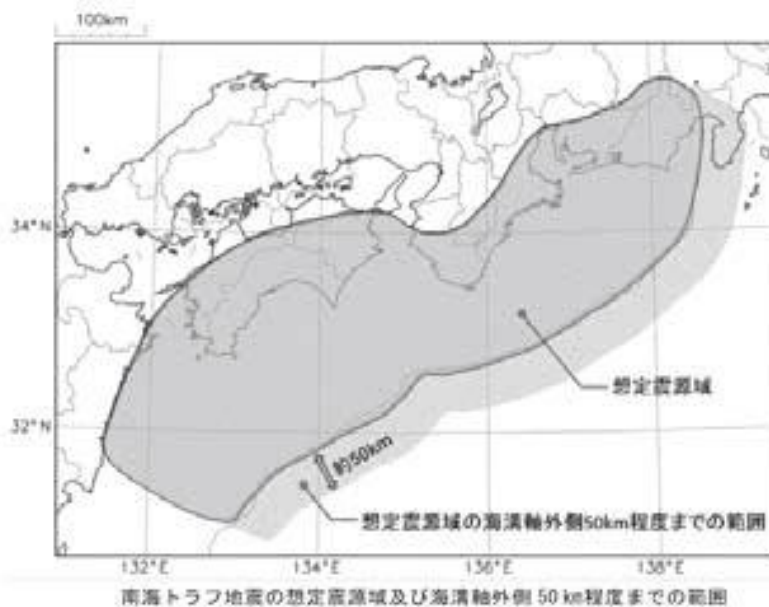
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 (1) 監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震（注2）が発生 (2) ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 (3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	(1) 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	(1) 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） (2) 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）・（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



第2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

1 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

(1) 市の体制

- 1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した際は、速やかに災害警戒本部を設置し、情報収集を行う。また、関係部局と相互に情報を共有する。
- 2) その後、気象庁が南海トラフ沿いに大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合は、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催する。
- 3) さらに「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（最大クラス（M9クラス）の南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する

措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- 3) 国や県、気象台等と連携を図り、状況に応じて災害対策本部への移行を検討するとともに、情報収集の継続、迅速な災害対応が可能な連絡体制及び災害応急対策の確認、所管する防災上重要な施設等の点検等を行う。

なお、設置した災害対策本部については、観測された異常な現象について気象庁が巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価し、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表した段階で廃止する。

（２）住民等への注意喚起及び広報等

「臨時情報」発表後、住民等に対して後発地震への警戒や、地震に対する日頃からの備えの再確認等について注意喚起及び広報等を行う。なお、注意喚起及び広報等を行う際には、混乱が生じることのないよう細心の注意を払う。

2 避難所の運営

市は、避難者全員を収容できるよう避難所を確保する。

避難所が確保できない場合、隣接する市の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受入れの調整・支援が必要な場合、避難者全員が収容できるよう県に避難所の確保を要請する。また、食料等の確保、後発地震に備えて流通備蓄の確保を要請する。

避難所の運営については、第1編 風水害等災害対策編 第3部 第2章 「第4節 避難対策の実施」の定めに準ずる。

第5節 防災訓練計画

防災訓練計画は、第1編 風水害等災害対策編 第2部 第2章 「第5節 防災訓練の充実」の定めに基づき、次の訓練を実施する。

- 1 市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 3 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（防災訓練の実施にあたって配慮すべき事項）

- 1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
- 2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、課ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。